「建設業における外国人労働者の
安全衛生教育等に関する実態調査」
実施結果報告書

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

令和２年２月

建設業労働災害防止協会

※令和２年４月15日 一部訂正

はじめに

本報告書は、令和元年 8 月、建設業労働災害防止協会が建設労務安全研究会に委託して実施した「建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査」の実施結果を建災防本部において集計し、実施結果報告書として取りまとめたものです。

平成 31 年 4 月、改正入管難民法が施行されたことを受け、建設業では、外国人労働者の大幅な増加が見込まれるなか、平成 30 年の労働災害発生状況（厚生労働省）によれば、外国人労働者の休業 4 日以上の死傷者数は 2847 件、技能実習生では 784 件に上り、過去最高を更新していることを踏まえると、労災防止の観点から適正な外国人労働者の安全衛生教育を実施することが不可欠です。

このような状況を踏まえ、建災防では、「建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会（委員長　蟹澤宏剛 芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授）」を設置し、特定技能 1 号外国人に対する特別教育並びに特定技能 2 号外国人に対する技能講習及び職長教育、さらに外国人労働者を対象とした建設工事現場用安全標識の作成等、早急に対応すべき内容について可及的に検討を行うこととしました。

この検討に資するため、「建設業における外国人労働者の安全衛生教育等に関する実態調査」を行うこととしました。調査にあたっては、建設労務安全研究会の協力を得て、会員企業 37 社及びその協力会社(各 10 社)の計 407 社を対象として調査することとし、また、協力会社 10 社の選定に際しては、調査対象の重複を避けるため、会員他社からの調査依頼の有無を事前に確認する等、ご留意をいただき実施しました。

そしてこの結果を、建災防における外国人労働者を対象とした安全衛生教育のスキーム構築に反映させ、ベトナム人労働者に対するフルハーネス型安全帯使用作業の特別教育のトライアル実施に繋げました。

当該調査の実施結果については、建災防本部において集計・分析を行い、実施結果報告書として取りまとめ、「建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会(委員長　蟹澤宏剛 芝浦工業大学 建築学部 建築学科 教授)」において審議していただき、確定したものです。本調査の結果が、建設工事現場における外国人労働者に対する適正な安全衛生活動の推進に寄与するものとなることを期待します。

最後に、蟹澤宏剛委員長を始め各委員、オブザーバーの皆様には多大なご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。また、本調査に御協力いただきました建設労務安全研究会の会員の皆様に対しましても、重ねて感謝申し上げます。

令和 2 年 2 月

建設業労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

目　　次

Ⅰ　調査の概要 1
Ⅱ　調査の結果 2
　１　単純集計 2
　２　自由記述に関する集計 27
Ⅲ　調査票 55
　１　労研会員企業用 57
　２　協力会社用 65
Ⅳ　令和元年度建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会 委員名簿 79

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Ⅰ　調査の概要

調査の目的	入管法等の改正を受け、外国人労働者の大幅な増加が見込まれるなか、労働災害防止の観点から適正な外国人労働者に対する安全衛生教育を実施することが求められる。そこで、その実態を把握するために調査を実施し、建災防における安全衛生教育のあり方を検討する基礎資料とする。
調査期間	令和元年 8 月 20 日～同 9 月 30 日
調査対象	建設労務安全研究会（以下「労研」という。）会員企業 37 社及びその協力会社（各 10 社）の 407 社
回答企業数	425 社（労研会員企業 32 社及びその協力会社 393 社）
調査票	57 頁～78 頁に掲載

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Ⅱ　調査の結果

本調査の集計及び分析は、全数について、選択式回答による項目は質問項目ごとの回答を単純集計し、自由記述による項目はその内容を表形式に整理することによって行った。当該調査では、元請事業者たる労研会員企業が外国人労働者（技能者）を直接雇用していないケースが多いとの委員会での意見を踏まえ、労研会員企業、協力会社それぞれ 2 通の調査票を作成し回答を得たものである。次に示す単純集計は、便宜上、労研会員企業、協力会社同一の質問を設定したものは同一の項目として整理し、協力会社独自の質問については、その旨を明記した上で結果をまとめた。

※N は、各設問において回答を得た企業数である。
N′は、各設問において受け入れている人数として回答のあった外国人労働者の総数である（図 8,9,10,11）。
N"は、複数回答式の各設問において回答を得た件数の合計である（図 6,12,13,16,17,19,21,24,27,28,33,34,35,36,37,41）。

1　単純集計

1．1　企業に関すること

（1）常用労働者数（労研会員企業、協力会社Q１）

労研会員企業・協力会社それぞれの常用労働者数の割合についてみると、労研会員企業では「1000 人～1999 人」（28.1%）が最も多く、次いで「500～999 人」（25.0%）となっている。また協力会社では、「30 人～49 人」（41.7%）が最も多く、次いで「50～99 人」（24.9%）となっている（図１）。

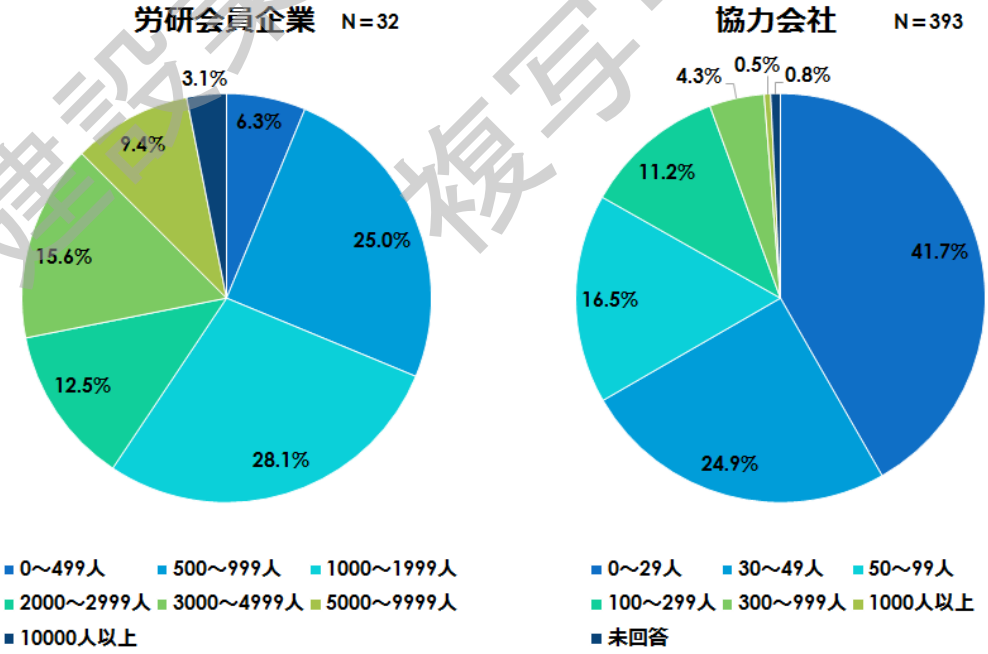

図 1　Q１　常用労働者数（単一）

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

（２）業態（協力会社Ｑ２）

協力会社に対して、総合建設業であるか否かを尋ねたところ、86.5%が「いいえ」と回答し、専門工事業者が約９割となっている（図２）。

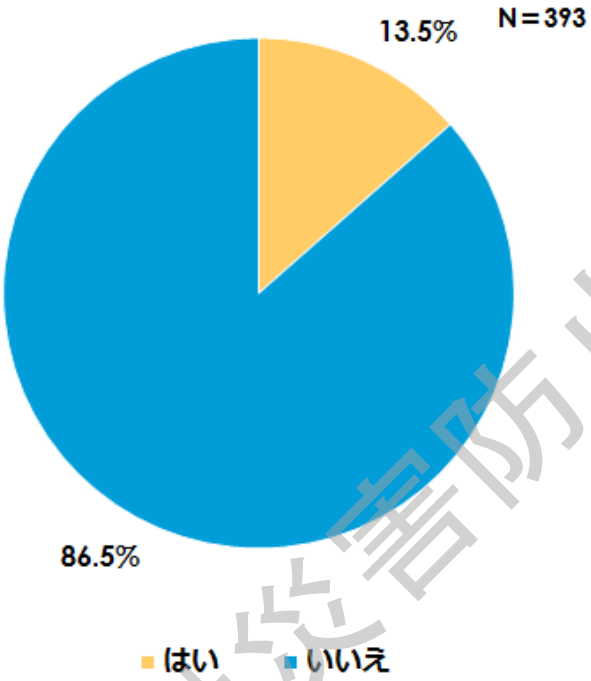

図２　Ｑ２　業態（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（３）業種（協力会社Ｑ３）

協力会社のうち総合工事業者ではないと回答した企業について、その業種をみると「とび・土木工事業」（30.0%）が最も多く、次いで「大工工事業」（20.6%）、「鉄筋工事業」（19.4%）となっている（図３）。

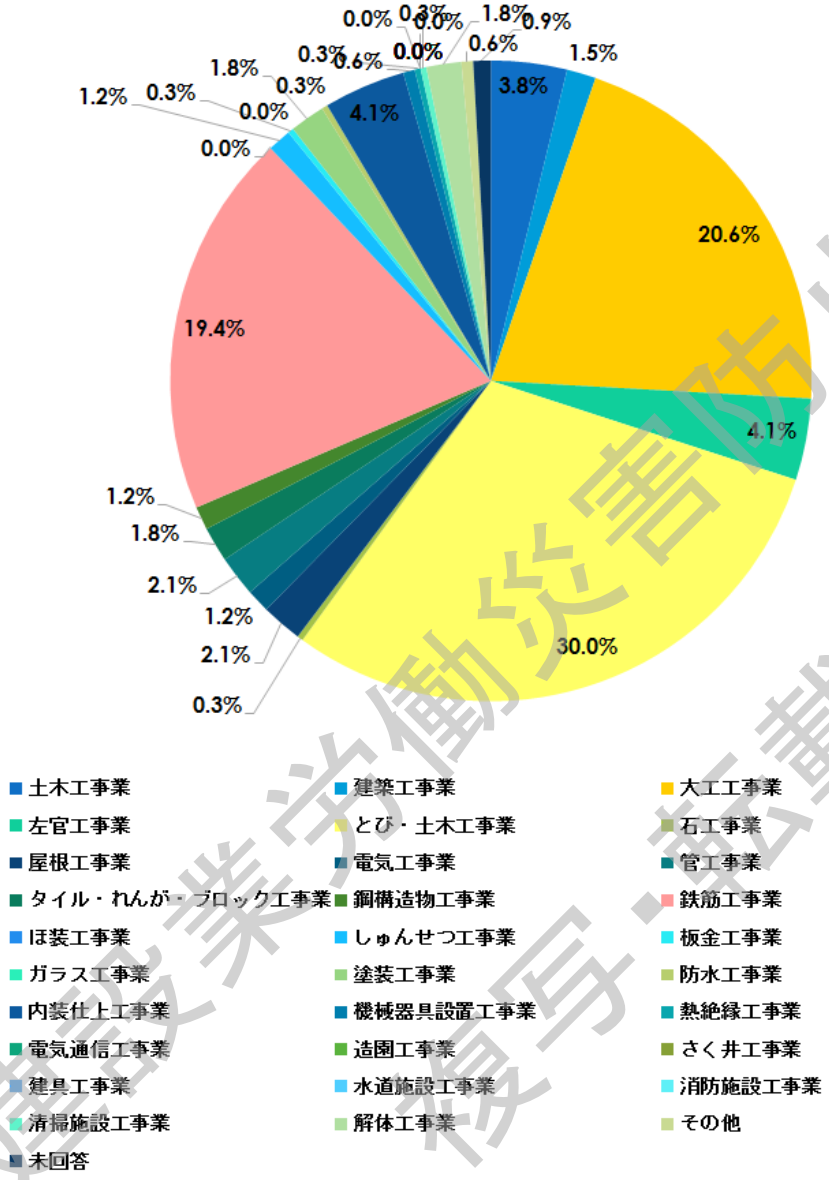

図 3　協力会社Ｑ３　業種（単一）

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

（４）外国人労働者受け入れの有無（労研会員企業Ｑ２、協力会社Ｑ４）

労研会員企業・協力会社それぞれについて、外国人労働者受け入れの有無をみると、労研会員企業ではその全社（100.0%）が、協力会社では 86.5%の企業が「はい」と回答している（図４）。

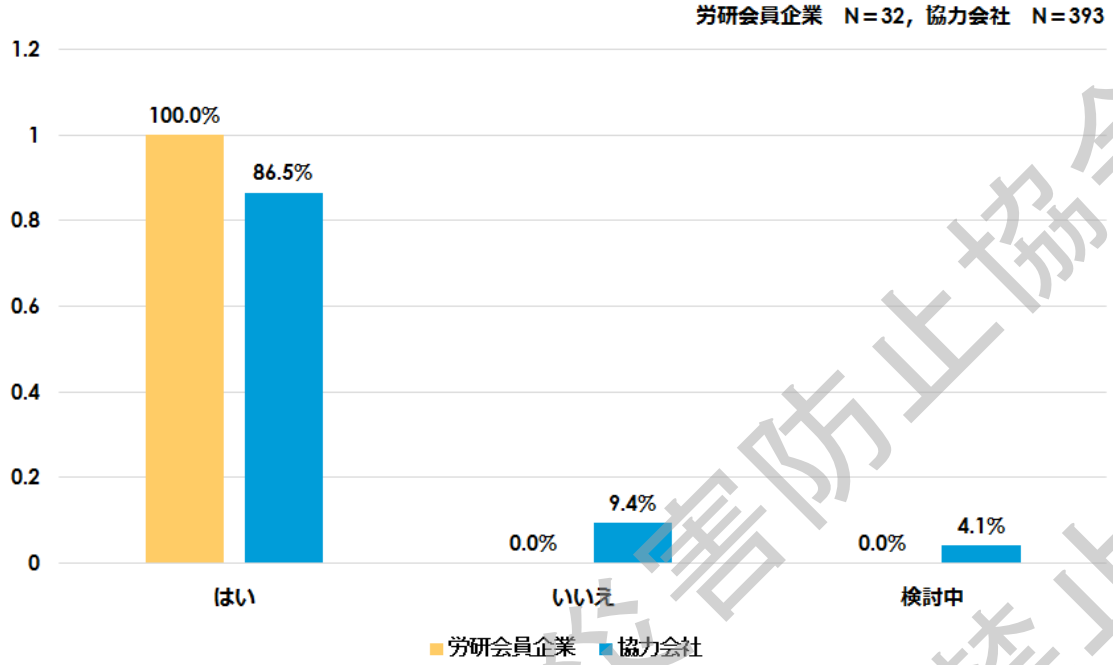

図 4　労研会員企業Ｑ２、協力会社Ｑ４　外国人労働者受け入れの有無（単一）

（５）社会保険加入の有無（協力会社Ｑ５）

協力会社について、社会保険（厚生年金保険及び健康保険）加入の有無をみると、98.5%の企業が「はい」と回答している（図５）。

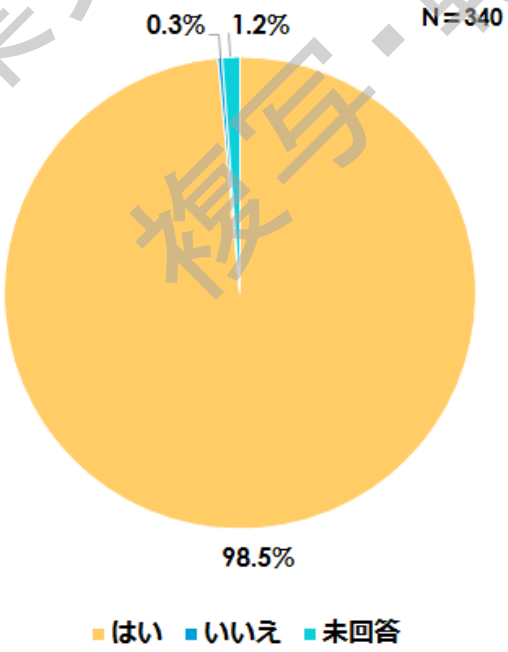

図 5　協力会社Ｑ５　社会保険加入の有無（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（６）賃金形態（協力会社Ｑ６）

協力会社について、外国人労働者の賃金の支払形態をみると、大半の企業が「定額制」であると回答し、そのうち「月給」が 161 件で最も多く、次いで「日給」が 120 件、「時間給」が 101 件となっている（図６）。

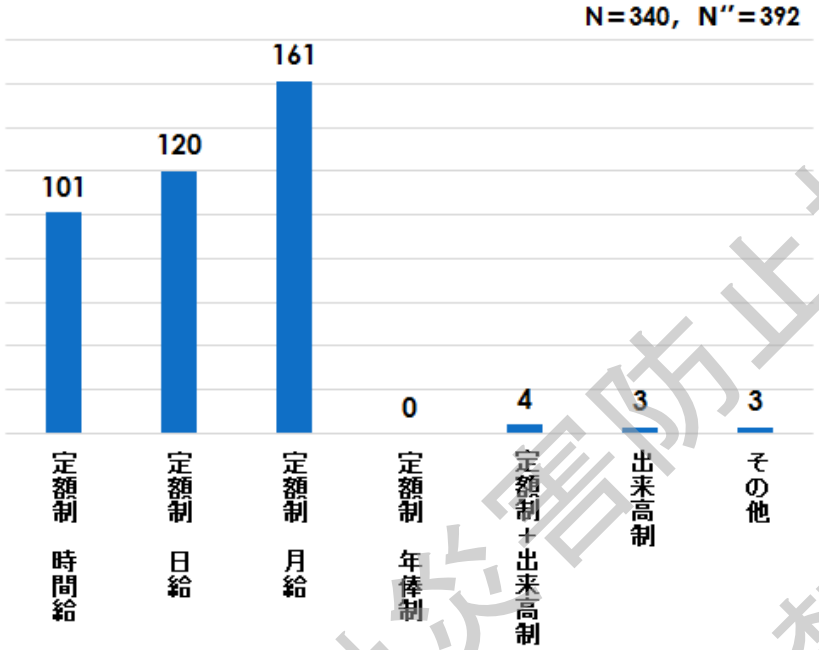

図 6　協力会社Ｑ６　賃金形態（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

１．２　外国人労働者の現状

（１）３年前と比較した外国人労働者数の状況（労研会員企業Ｑ３、協力会社Ｑ７）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、３年前と比べて外国人労働者数にどのような傾向が見られるか尋ねたところ、労研会員企業では 96.9%、協力会社では 70.0%の企業が「増加傾向」と回答している（図７）。

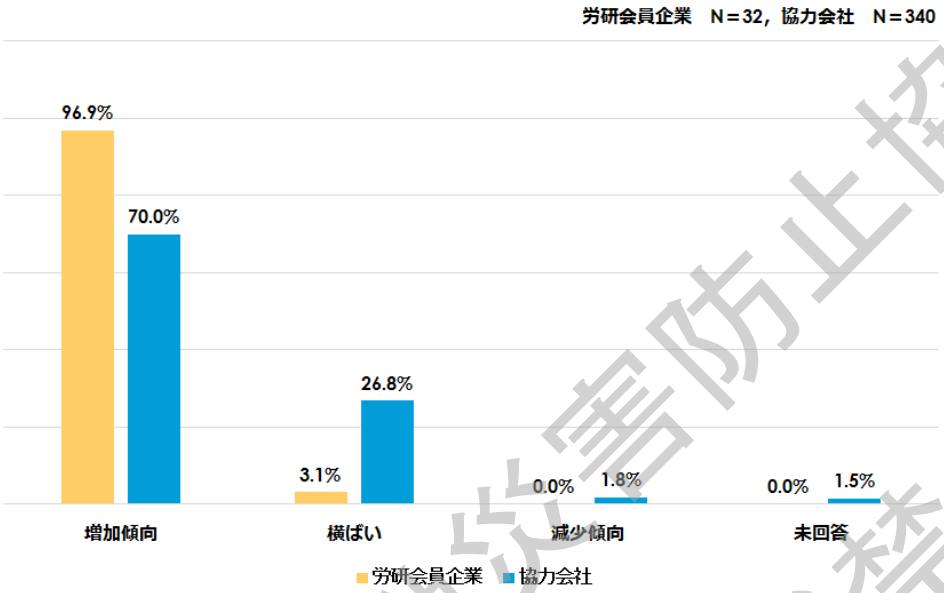

図 ７　労研会員企業Ｑ３、協力会社Ｑ７　３年前と比較した外国人労働者数の状況（単一）

（２）外国人労働者の在留資格（協力会社Ｑ８）

協力会社が受け入れている外国人労働者につき、在留資格ごとの割合をみると、「技能実習」が 77.5%、「特定活動」が 18.5%となっている（図８）。

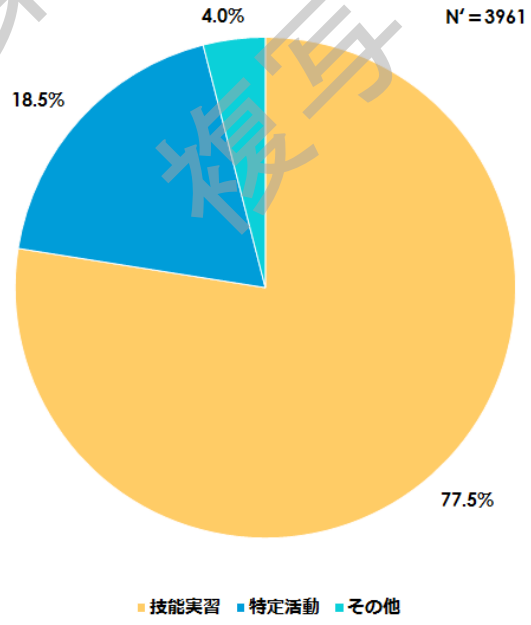

図 ８　協力会社Ｑ８　外国人労働者の在留資格ごとの人数（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（３）外国人労働者の国籍（協力会社Ｑ９）

協力会社が受け入れている外国人労働者の国籍ごとの割合をみると、「ベトナム」が 58.3%と半数以上を占め、次いで「中国」が 16.4%、「フィリピン」が 11.8%となっている（図９）。

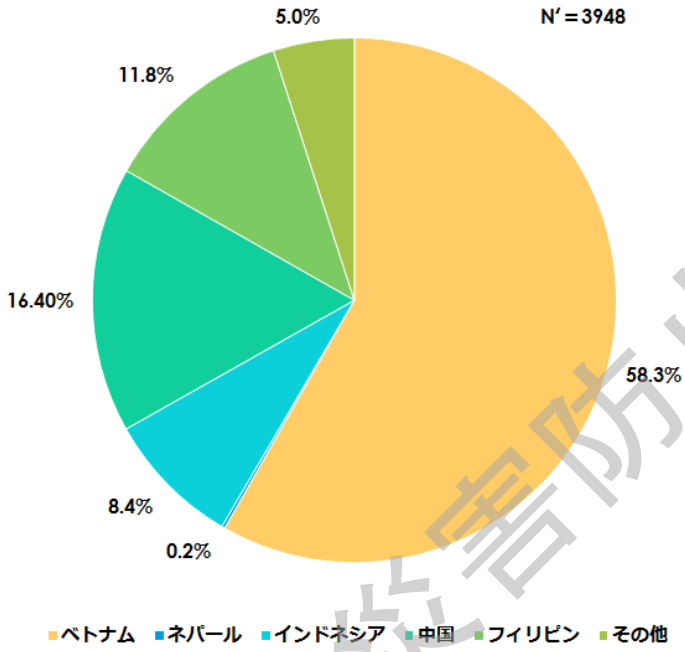

図 ９　協力会社Ｑ９　外国人労働者の国籍ごとの人数（M. A）

（４）外国人労働者の年齢（協力会社Ｑ１０）

協力会社が受け入れている外国人労働者の年齢ごとの割合をみると、「10～20 歳代」が 60.7%、「30 歳代」が 31.2%と、合わせて９割以上を占めている（図１０）。

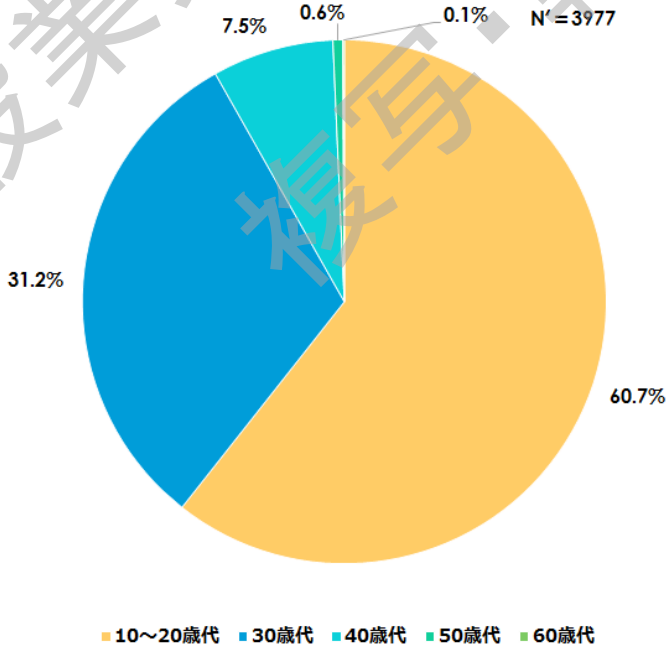

図 10　協力会社Ｑ１０　外国人労働者の年齢ごとの人数（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（５）外国人労働者の日本語能力（協力会社Ｑ１１）

また、協力会社が受け入れている外国人労働者の日本語能力についてみてみると、「N5 相当」が 38.5%、「N4 相当」が 30.5%となっている（図１１）。

※外国人の日本語能力は、次の 5 段階で判別している。

- N1 相当：幅広い場面で使われる日本語を理解することができる。
- N2 相当：日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。
- N3 相当：日常的場面で使われる日本語をある程度、理解することができる。
- N4 相当：基本的な日本語を理解することができる。
- N5 相当：基本的な日本語をある程度、理解することができる。

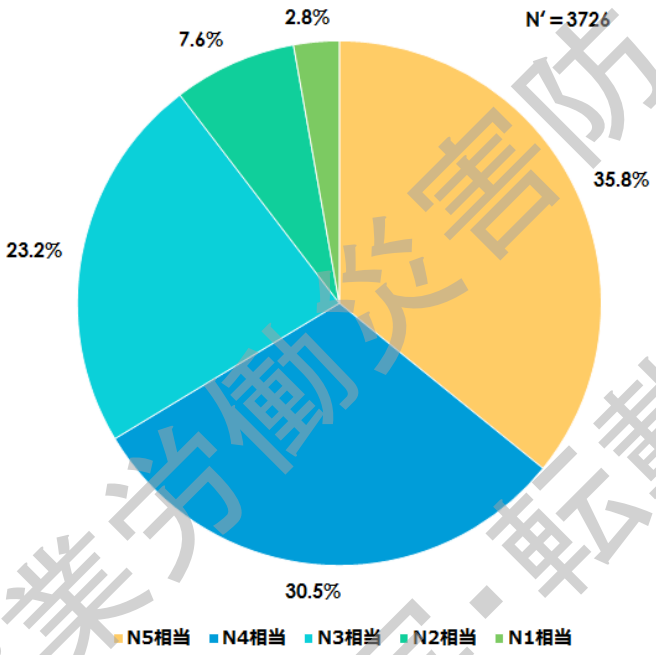

図 11　協力会社Ｑ１１　外国人労働者の日本語能力ごとの人数（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（6）外国人労働者の勤務態度（労研会員企業Q４、協力会社Q１２）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者の勤務態度について尋ねたところ、いずれも「真面目で熱心」や「積極的に学ぶ意欲がある」と回答している企業が多い（図１２）。

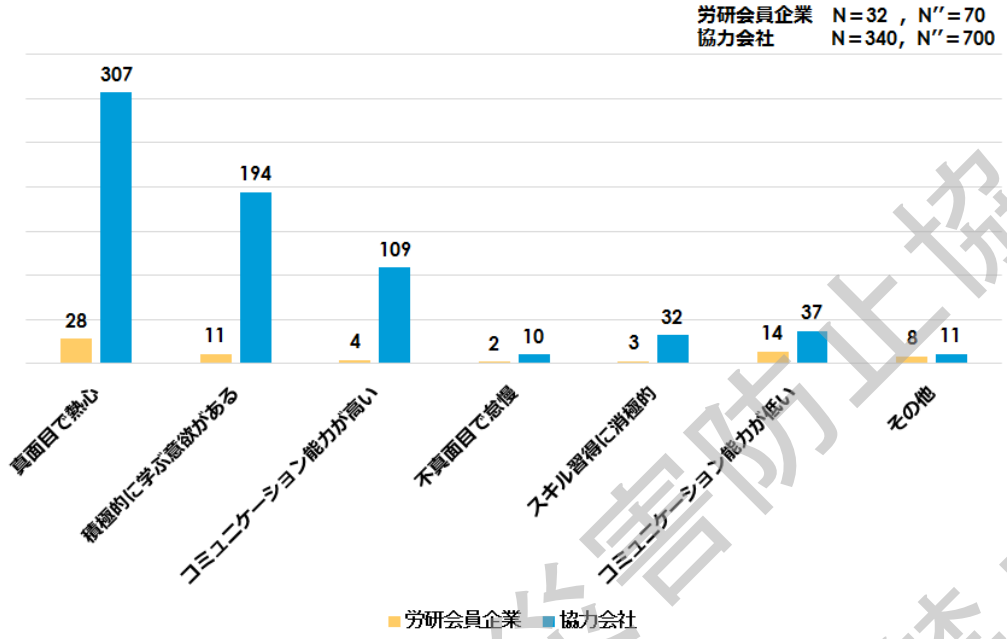

図 12　労研会員企業Q４、協力会社Q１２　外国人労働者の勤務態度（M. A）

（7）外国人労働者の目的意識（協力会社Q１３）

協力会社に対して、外国人労働者の目的意識を尋ねたところ、「母国へ仕送りしたい」が 260 件で最も多く、次いで「たくさん稼ぎたい」が 256 件、「技術を習得したい」が 184 件となっている（図１３）。

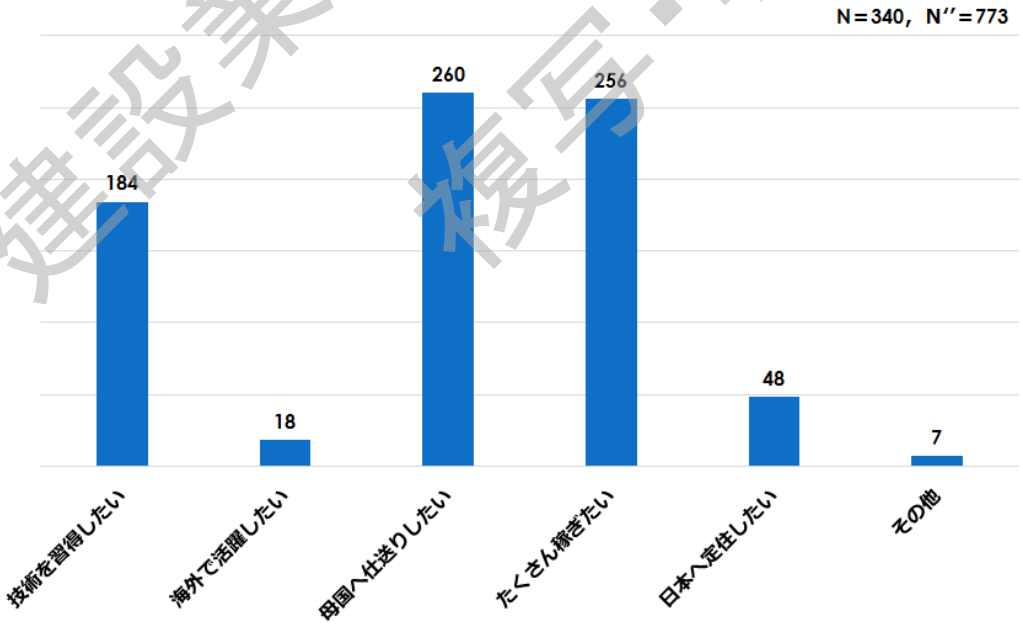

図 13　協力会社Q１３　外国人労働者の目的意識（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（８）外国人労働者に対する即戦力としての期待（労研会員企業Ｑ５、協力会社Ｑ１４）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者が現場の即戦力として期待できるか尋ねたところ、労研会員企業では 68.8%、協力会社では 72.1%と、いずれについても約 7 割の企業が「できる」と回答している（図１４）。

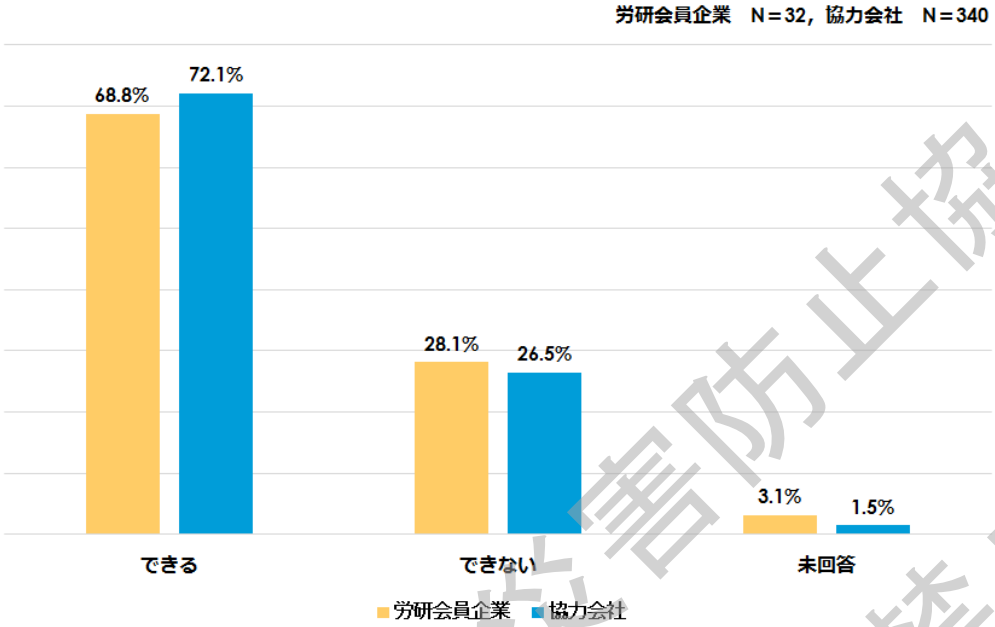

図 14　労研会員企業Ｑ５、協力会社Ｑ１４　外国人労働者に対する即戦力としての期待（単一）

（９）外国人労働者の労働災害の有無（労研会員企業Ｑ６、協力会社Ｑ１５）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者の労働災害があったかどうかを尋ねたところ、労研会員企業では 59.4%、協力会社では 17.6%の企業が、それぞれ「あった」と回答している（図１５）。

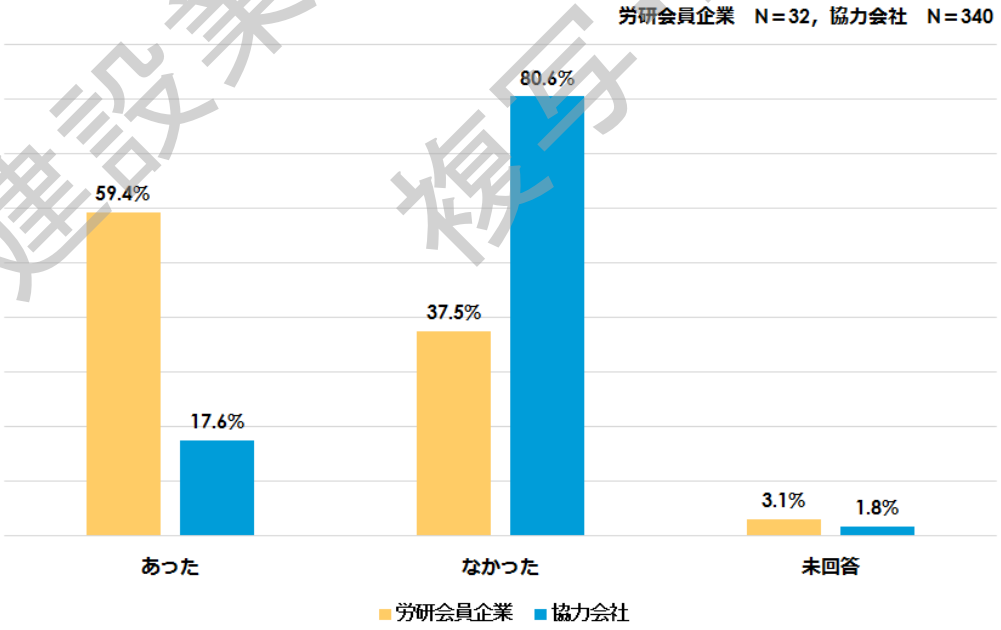

図 15　労研会員企業Ｑ６、協力会社Ｑ１５　外国人労働者の労働災害の有無（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（１０）外国人労働者の労働災害の件数（労研会員企業Ｑ７、協力会社Ｑ１６）

労研会員企業・協力会社それぞれに対して、外国人労働者の労働災害の件数を程度別に尋ねたところ、「休業４日未満」の労働災害は、労研会員企業では 89 件、協力会社では 77 件となっている（図１６）。

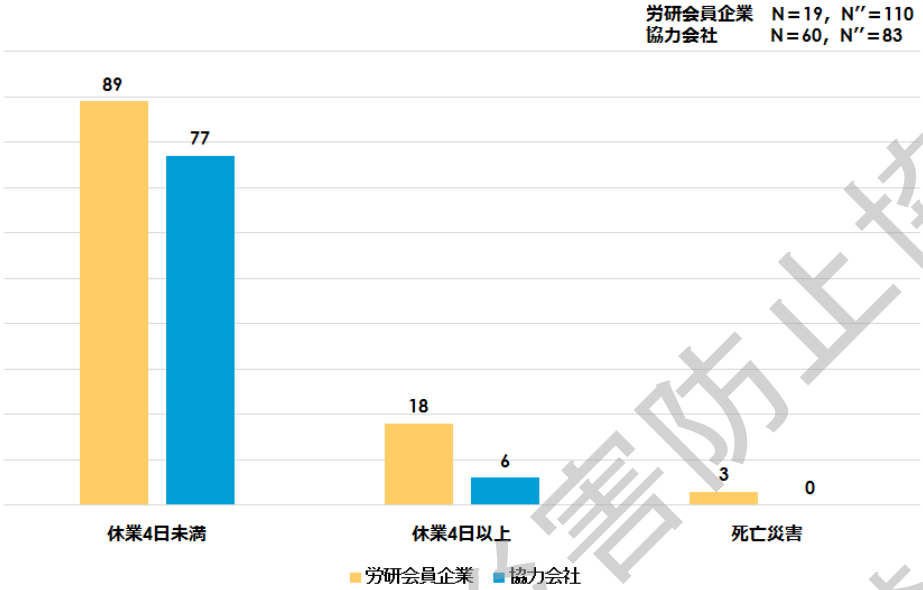

図 16　労研会員企業Ｑ７、協力会社Ｑ１６　外国人労働者の労働災害の件数（M. A）

（１１）外国人労働者の労働災害の事故の型別件数（労研会員企業Ｑ８、協力会社Ｑ１７）

外国人労働者の労働災害があったと回答した労研会員企業・協力会社に対して、その労働災害の事故の型を尋ねたところ、労研会員企業では「切れ・こすれ」、協力会社では「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ最も多く、協力会社では「その他」と回答している企業が多くなっている（図１７）。

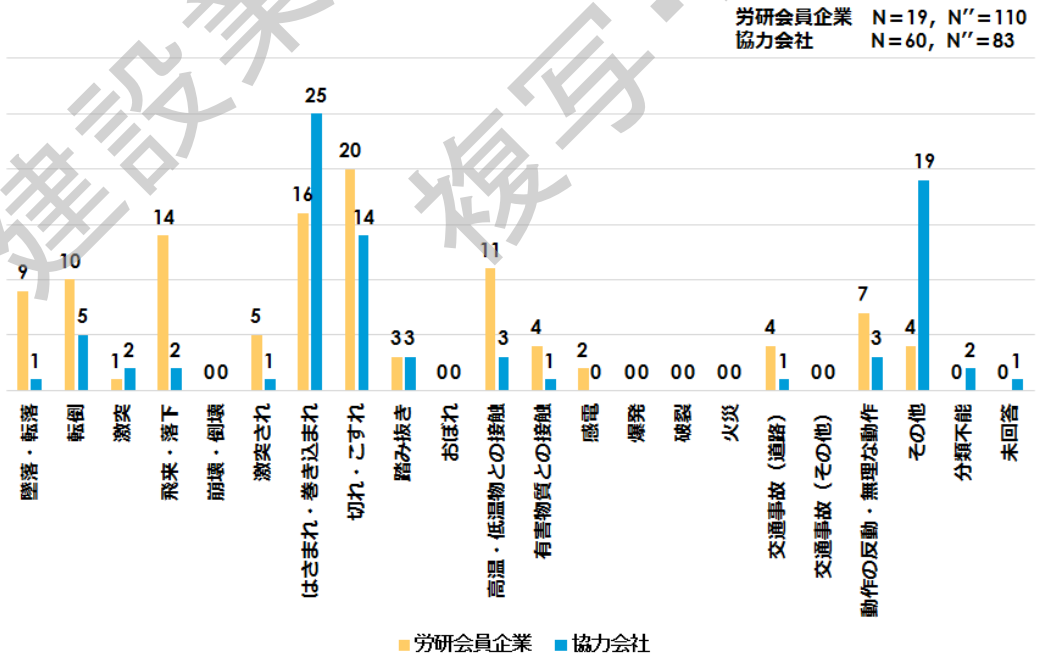

図 17　労研会員企業Ｑ８、協力会社Ｑ１７　外国人労働者の労働災害の事故の型別件数（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（１２）労働災害における外国人労働者特有の原因の有無及び内容
（労研会員企業Ｑ９～１０、協力会社Ｑ１８～１９）

外国人労働者の労働災害があったと回答した労研会員企業・協力会社に対して、その労働災害に外国人労働者特有の問題があったかどうかを尋ねたところ、いずれも「あった」と回答した企業より「なかった」と回答した企業の方が多く、労研会員企業では 63.2%、協力会社では 66.7%となっている（図１８）。

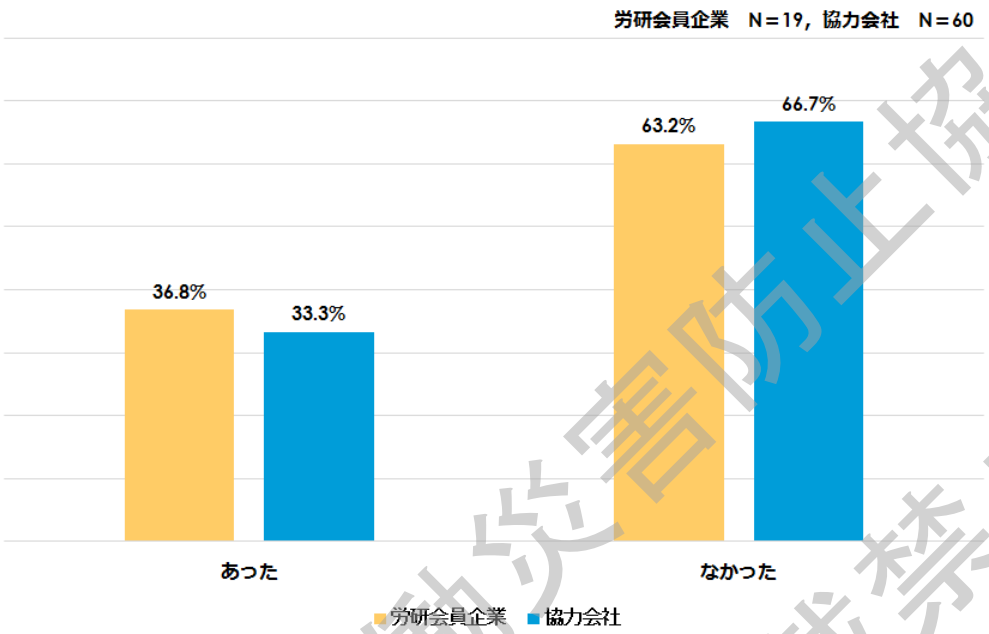

図 18　労研会員企業Ｑ９、協力会社Ｑ１８　労働災害における外国人労働者特有の原因の有無（単一）

また、外国人労働者特有の問題があったと回答した労研会員企業・協力会社に対して、その内容を尋ねたところ、いずれについても「安全の意識が不十分だった」と回答している企業が最も多い（図１９）。

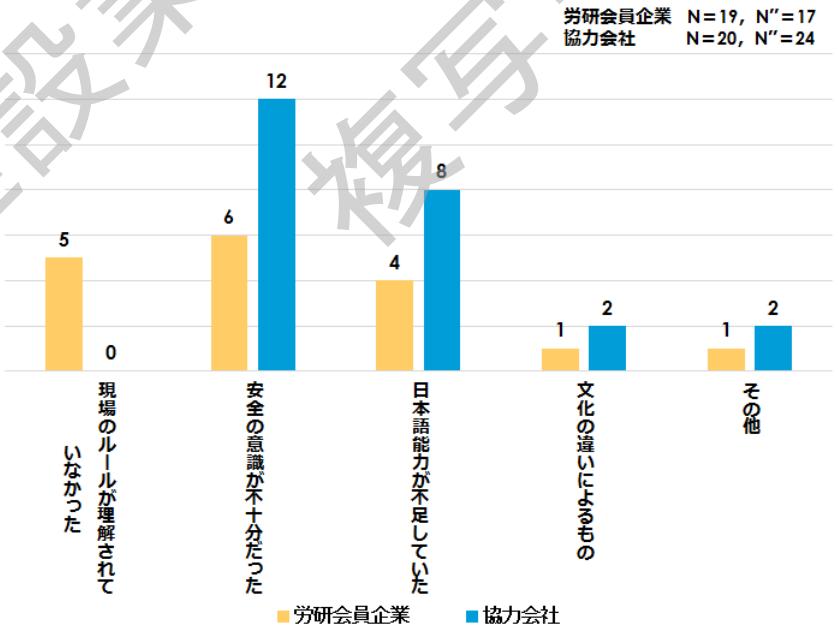

図 19　労研会員企業Ｑ１０、協力会社Ｑ１９　労働災害における外国人労働者特有の原因の内容（M. A）

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

（１３）在留資格「特定技能」の取得予定の有無（労研会員企業Ｑ１１、協力会社Ｑ２０）

労研会員企業・協力会社に対して、現在受け入れている外国人労働者は、在留資格「特定技能」を取得する予定があるか尋ねたところ、「ある」と答えた企業の割合が、労研会員企業では 18.8%であるのに対し、協力会社では 44.1%となった（図２０）。

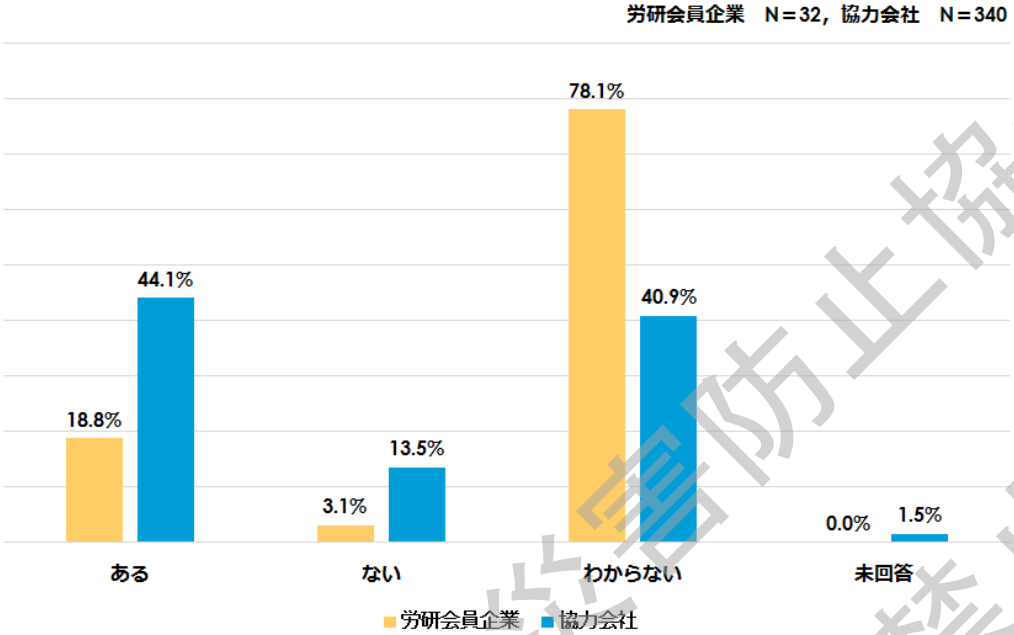

図 20　労研会員企業Ｑ１１、協力会社Ｑ２０　在留資格「特定技能」の取得予定の有無（単一）

（１４）外国人労働者の雇用にあたっての課題（労研会員企業Ｑ１２、協力会社Ｑ２１）

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者の雇用にあたっての課題を尋ねたところ、いずれについても「日本語能力の充実」（労研会員企業 30 件、協力会社 305 件）が最も多く、次いで「受け入れ態勢の整備」（労研会員企業 26 件、協力会社 165 件）という回答が多い。（図２１）。

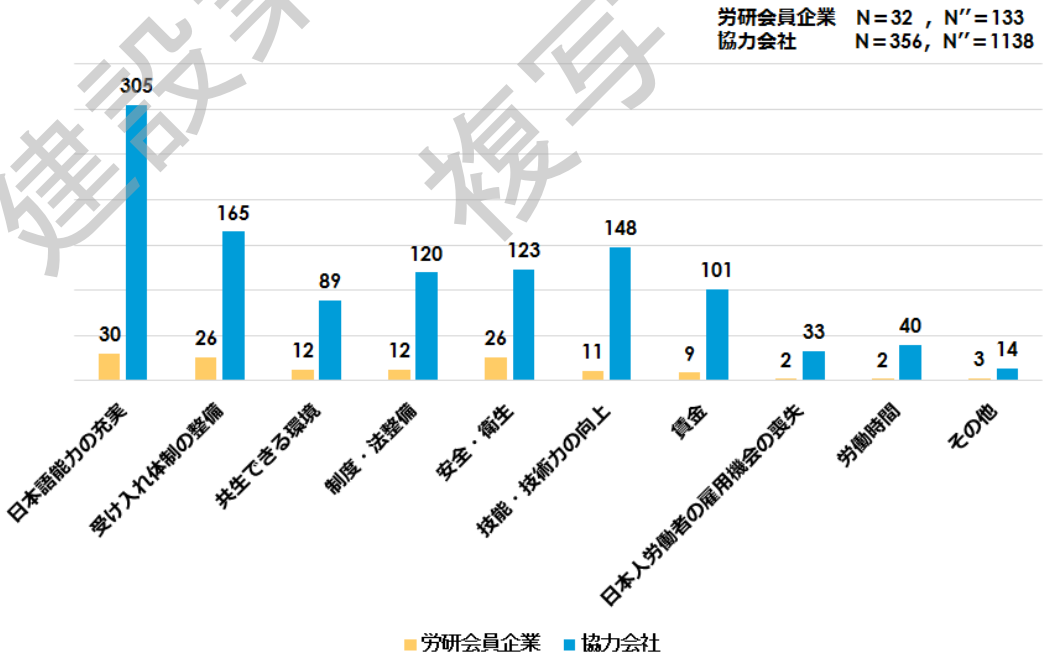

図 21　労研会員企業Ｑ１２、協力会社Ｑ２１　外国人労働者の雇用にあたっての課題（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（１５）外国人労働者の現場入場の際の元請事業者の理解・協力
（労研会員企業Ｑ１３、協力会社Ｑ２２）

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者が現場に入場する際に、元請事業者からの理解・協力を得られているか、或いは元請事業者として理解・協力を表明しているか尋ねたところ、労研会員企業では 59.4%、協力会社では 79.5%の企業が、それぞれ「ある」と回答している（図２２）。

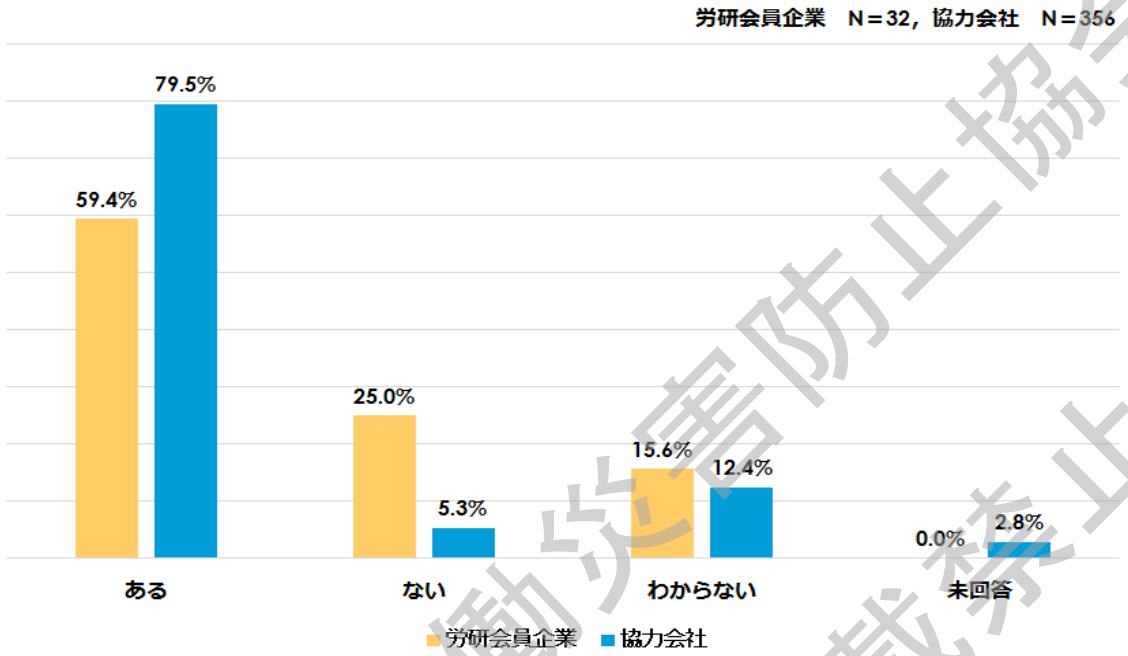

図 22　労研会員企業Ｑ１３、協力会社Ｑ２２　外国人労働者の現場入場の際の元請事業者の理解・協力（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

１．３　外国人労働者に対する安全衛生教育

（1）外国人労働者に対する安全衛生教育の有無と内容（協力会社Ｑ２３，２５）

協力会社に対して、自企業において外国人労働者の安全衛生教育に取り組んでいるか尋ねたところ、88.8%の企業が「取り組んでいる」と回答している（図２３）。

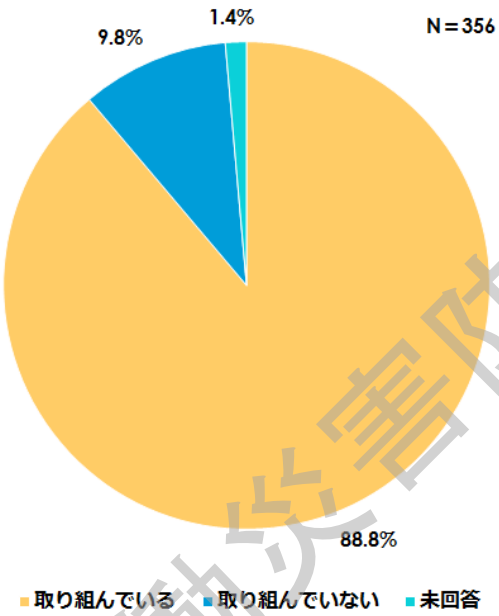

図 23　協力会社Ｑ２３　外国人労働者に対する安全衛生教育の有無（単一）

また、外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいる」と回答した企業について、取組の内容を尋ねたところ、「雇入れ時又は作業変更時の安全衛生教育」が 255 件と最も多く、次いで「特別教育」が 247 件、「法定教育以外の一般の安全衛生教育」が 246 件となっている（図２４）。

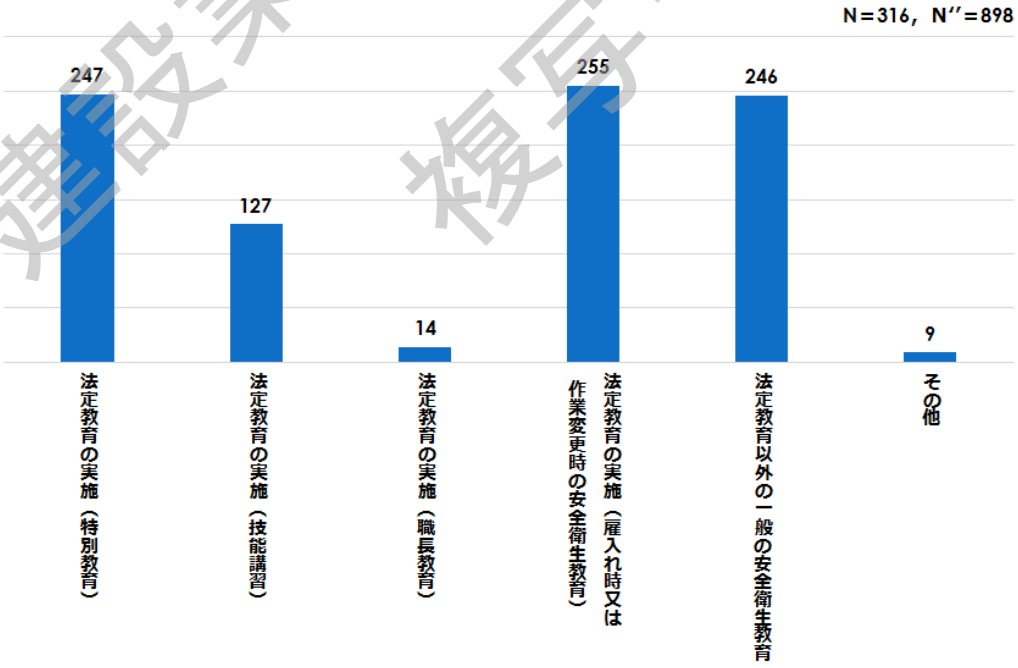

図 24　協力会社Ｑ２５　外国人労働者に対する安全衛生教育の内容（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（2）外国人労働者を支援する専門スタッフの有無（協力会社Q２４）

協力会社に対して、自企業において外国人労働者を支援する専門スタッフがいるどうか尋ねたところ、「いる」と回答した企業は 36.1%と、「いない」と回答した企業を下回っている（図２５）。

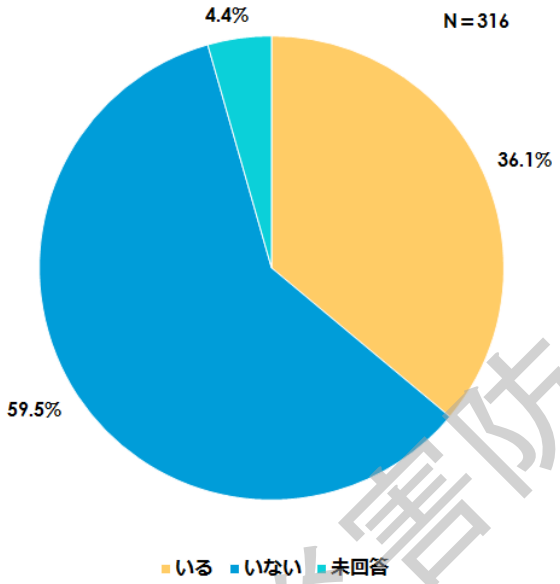

図 25　協力会社Q２４　外国人労働者を支援する専門スタッフの有無（単一）

（3）外国人労働者に対する安全衛生教育の実施主体（協力会社Q２６，３３，３６，３９）

協力会社のうち、外国人労働者の安全衛生教育としていずれかの法定教育等を実施していると回答した企業に対して、その実施主体を尋ねたところ、特別教育では、「自社で行っている」と回答した企業の割合と、「外部講習期間を受講」と回答した企業の割合とがともに 5 割程度となっている。職長教育では、「自社で行っている」が 57.1%、「外部講習期間を受講」が 42.9%となっており、また、雇入れ時・作業変更時の教育及び法定教育以外の教育では、いずれも「自社で行っている」と回答した企業が 9 割を超えている（図２６）。

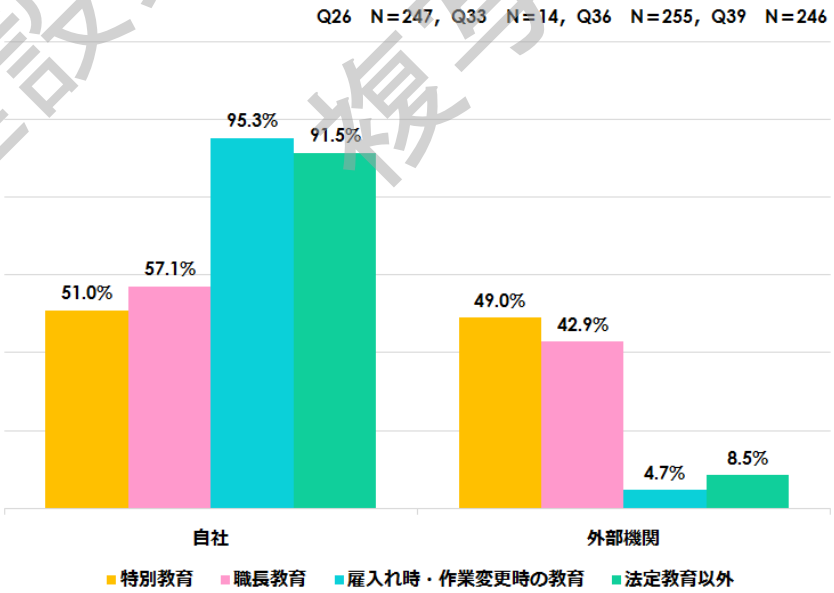

図 26　協力会社Q２６、３３、３６、３９　外国人労働者に対する安全衛生教育の実施主体（単一）

建設業労働災害防止協会
複写、転載禁止

（4）外国人労働者に対する特別教育の種類・使用教材（協力会社Ｑ２７～２８）

協力会社のうち、「特別教育」に取り組んでいると回答した企業に対して、その特別教育の種類について尋ねたところ、「フルハーネス」が 180 件と最も多く、次いで「足場」が 166 件、「その他」が 83 件となっている（図２７）。

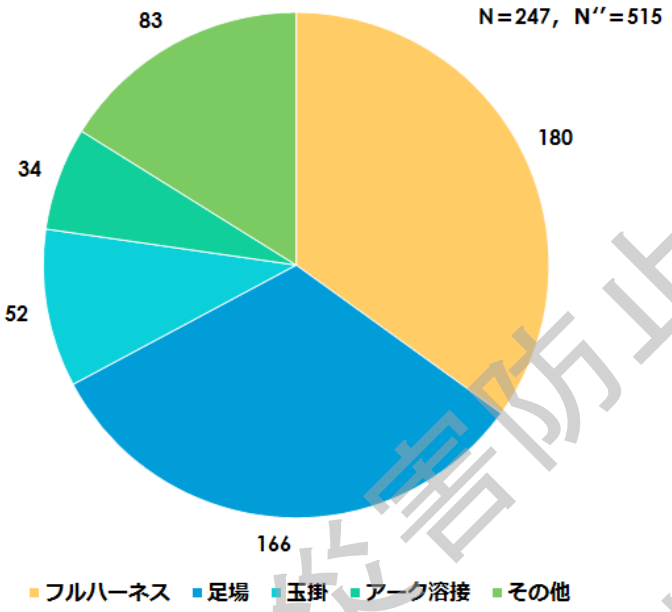

図 27　協力会社Ｑ２７　外国人労働者に対する特別教育の種類（M. A）

また、特別教育の際に用いられた教材の種類・内容についても同様に尋ねたところ、「日本語教材」が 187 件と最も多く、次いで「動画」が 76 件、「ppt（パワーポイント）」が 53 件となっている。また、「日本語教材の全訳版」又は「一部訳版」を使用したという回答は合わせて 100 件であった（図２８）。

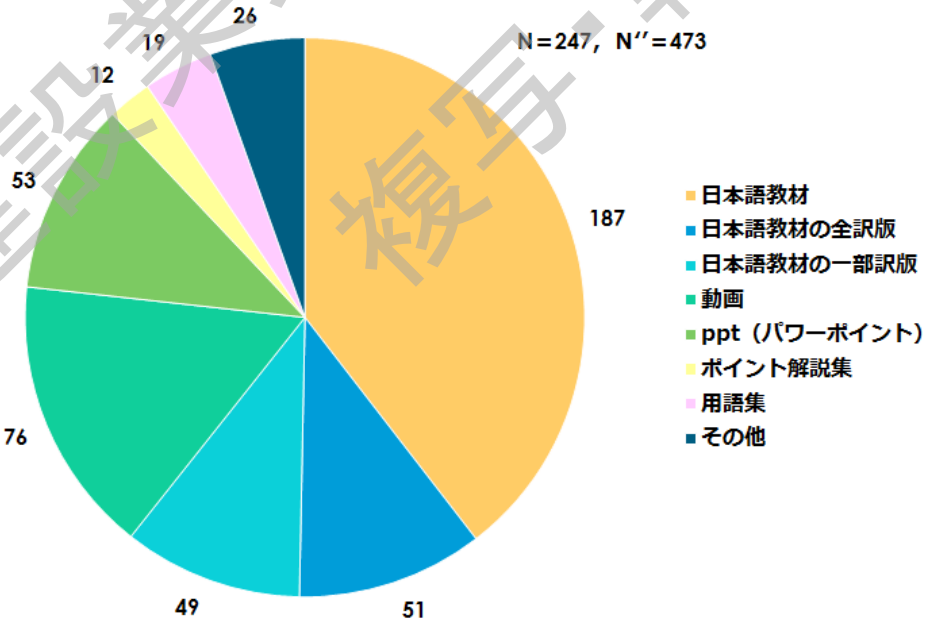

図 28　協力会社Ｑ２８　外国人労働者に対する特別教育の使用教材（M. A）

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

（5）外国人労働者に対する特別教育における通訳の関与・手配手段（協力会社Ｑ２９～３０）

協力会社のうち、「特別教育」に取り組んでいると回答した企業に対して、その特別教育の際に通訳を手配したか、また手配した場合はどの程度関与したのかを尋ねたところ、「講義すべてにわたって通訳」と回答した企業の割合が 39.7%となり、「講義中のポイントとなる部分だけ通訳」と回答した 17.4%の企業と合わせて、58.1%の企業が通訳を関与させたと回答している。（図２９）。

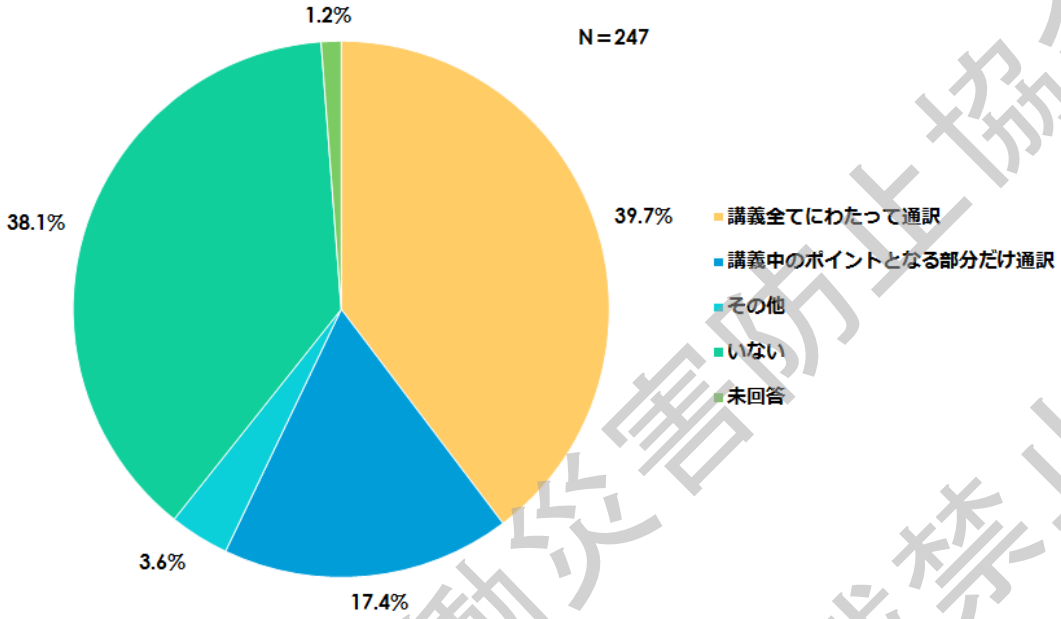

図 29　協力会社Ｑ２９　外国人労働者に対する特別教育における通訳の関与（単一）

また、通訳を必要とする場合の手配手段についても同様に尋ねたところ、「監理団体または組合」という回答が 62.3%と最も多く、「派遣会社」は 3.2%、「自社の先輩技能実習生」は 8.5%となっている（図３０）。

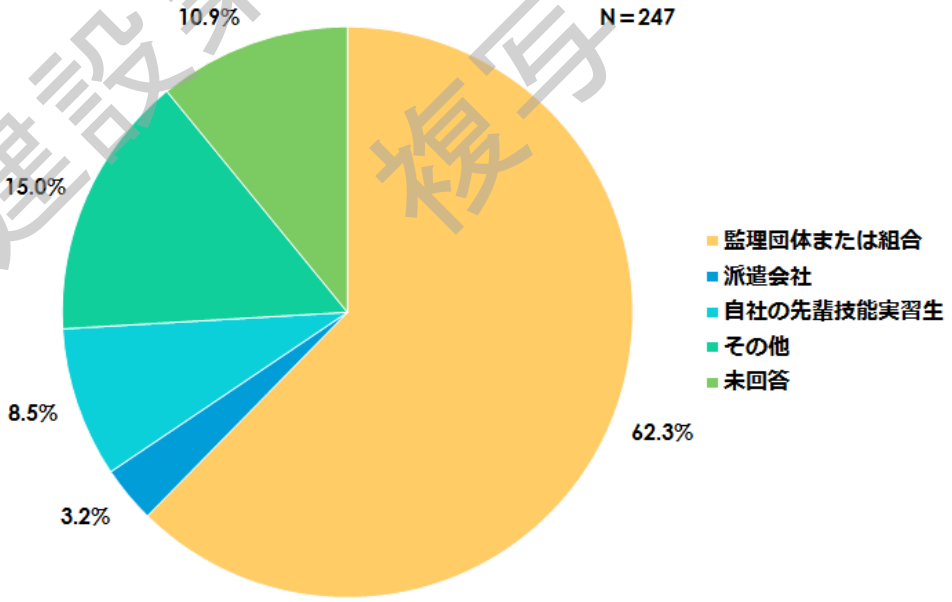

図 30　協力会社Ｑ３０　外国人労働者に対する特別教育における通訳の手配手段（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（６）外国人労働者に対する安全衛生教育における理解度の確認
（協力会社Ｑ３１，３５，３８，４２）

協力会社のうち、外国人労働者の安全衛生教育としていずれかの法定教育等を実施していると回答した企業に対して、それぞれ理解度の確認を行っているか、或いは理解度を高めるための追加的な教育を行っているか尋ねたところ、特別教育では、「行っている」と回答した企業の割合が41.7%と、「行っていない」と回答した企業の割合を下回っている。また、最も「行っている」と回答した企業の割合が多かったのは、雇入れ時・作業変更時の教育（80.0%）で、次いで法定教育以外（72.0%）、職長教育（57.1%）となっている（図３１）。

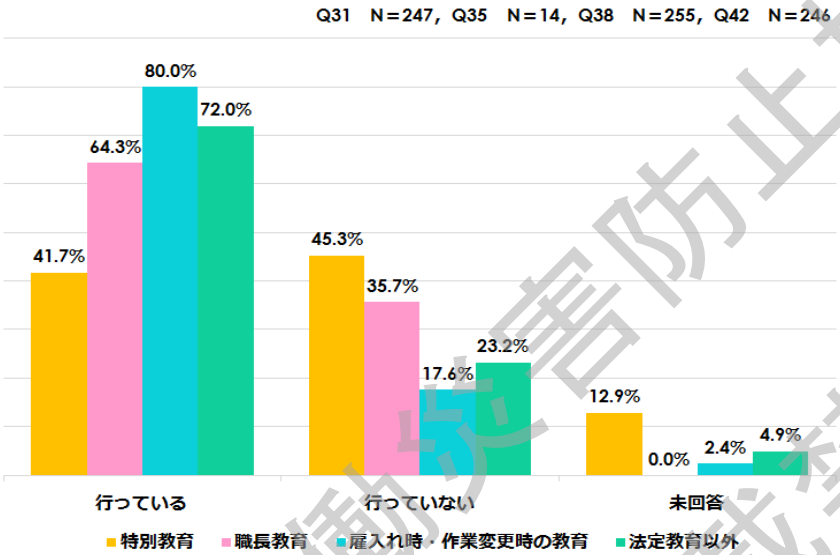

図 31　協力会社Ｑ３１、３５、３８、４２　安全衛生教育における理解度の確認（単一）

（７）外国人労働者に対する技能講習の内容（協力会社Ｑ３２）

協力会社のうち、「技能講習」を受講させたと回答した企業に対して、その技能講習の内容を尋ねたところ、「玉掛け」が 97 件と最も多く、次いで「車両系建設機械の運転」が 26 件となっている（図３２）。

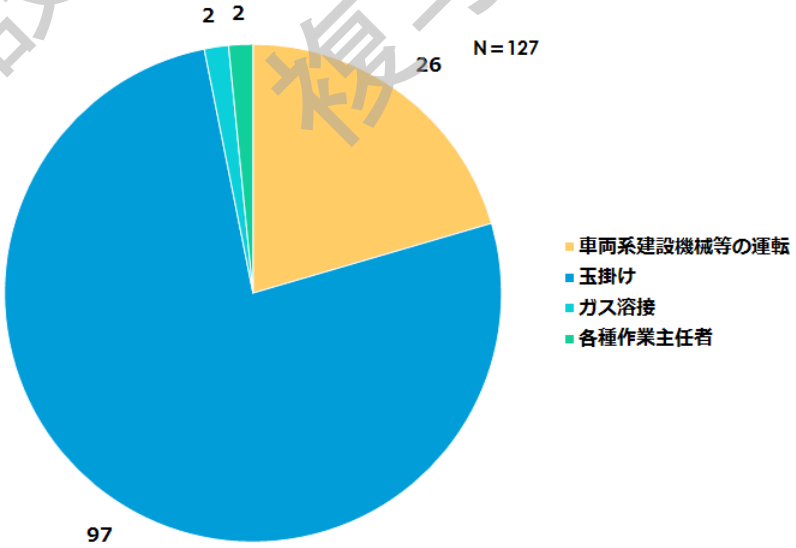

図 32　協力会社Ｑ３２　外国人労働者に対する技能講習の内容（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

（8）外国人労働者に対する安全衛生教育の実施形態（協力会社Q３４，３７，４０）

協力会社のうち、外国人労働者の安全衛生教育として、職長教育、雇入れ時・作業変更時の教育、法定教育以外の一般教育のいずれかを自社で実施していると回答した企業に対して、誰が講師となって、どのような教材を使っているか尋ねたところ、講師については、「自社の社員」と回答した企業が多く、雇入れ時・作業変更時の教育では 274 件、法定教育以外では 248 件となった。また、教材については、「市販のテキスト（日本語のみ）」や「自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）」、「自社で作成した補助教材（ポイント集など）」といった回答が多かった（図３３）。

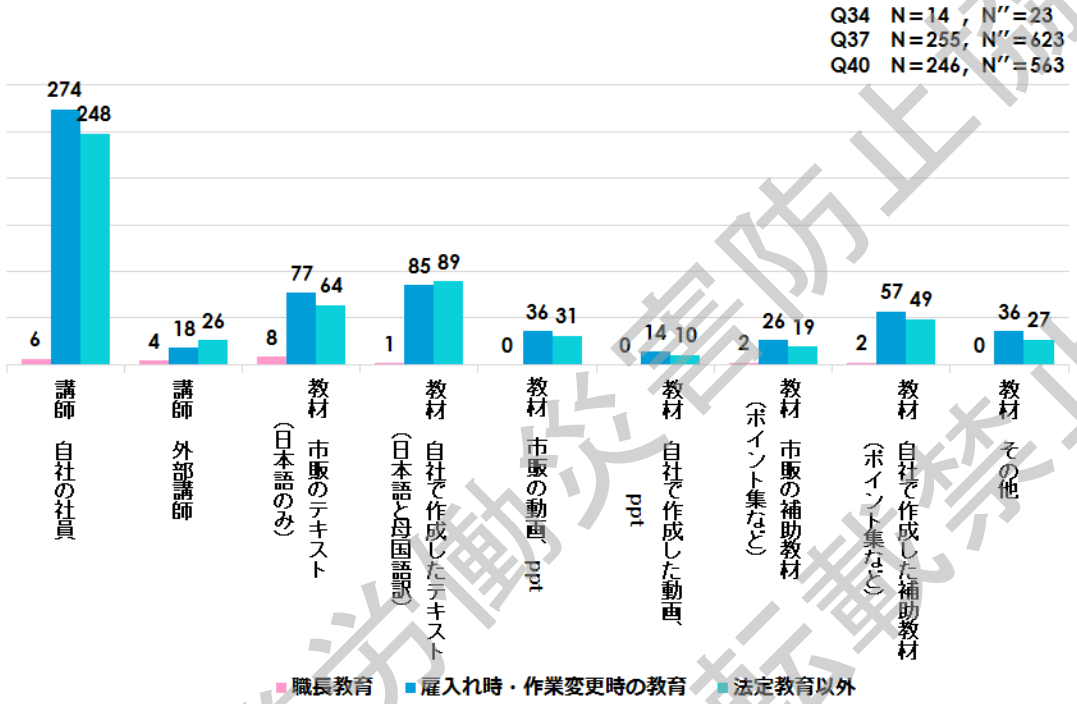

図 33　協力会社Q３４、３７、４０　外国人労働者に対する安全衛生教育の実施形態（M. A）

建設業労働災害防止協会 複写転載禁止

（9）外国人労働者に対する法定教育以外の一般の安全衛生教育の内容（協力会社Q４１）

協力会社のうち、「法定教育以外の一般の安全衛生教育」に取り組んでいると回答した企業に対して、その教育の内容を尋ねたところ、「安全ルールをわかりやすく伝える」教育が 222 件と最も多く、次いで「作業手順をわかりやすく教える」教育が 188 件、「災害事例をわかりやすく伝える」教育が 169 件となっている。また、最も少なかったのは「日本人が外国人労働者の母国語や文化を理解する」教育で、40 件であった（図３４）。

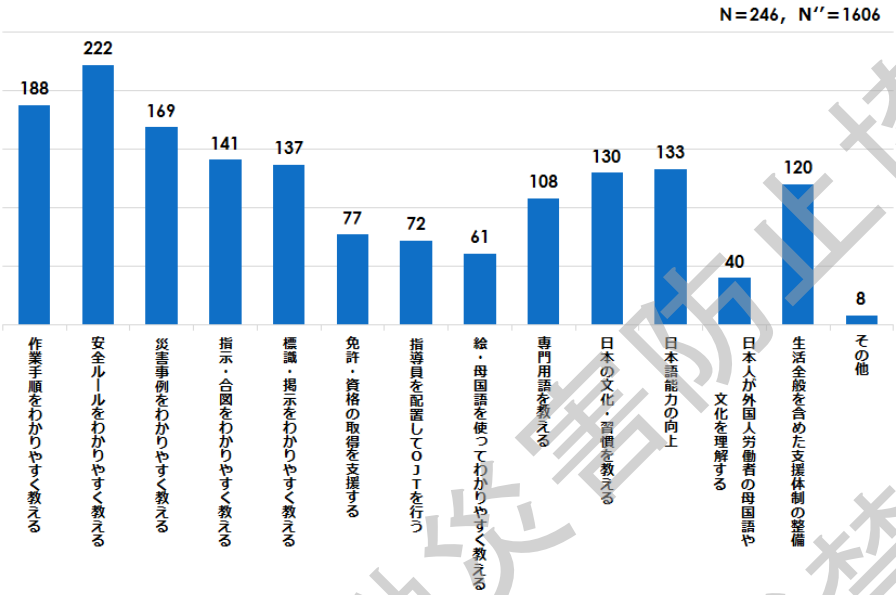

図 34　協力会社Q４１　外国人労働者に対する法定教育以外の一般の安全衛生教育の内容（M. A）

（１０）外国人労働者に対する安全衛生教育を推進するための取組の内容（協力会社Q４４）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいる」と回答した企業に対して、取組を進めるにあたって会社として行っている内容を尋ねたところ、「安全大会等へ参加しての情報収集」が 177 件と最も多く、次いで「労働者への教育研修・情報提供」が 156 件、「実務を行う担当者の選任」が 153 件、「事務所内での相談体制の整備」が 144 件となっている（図３５）。

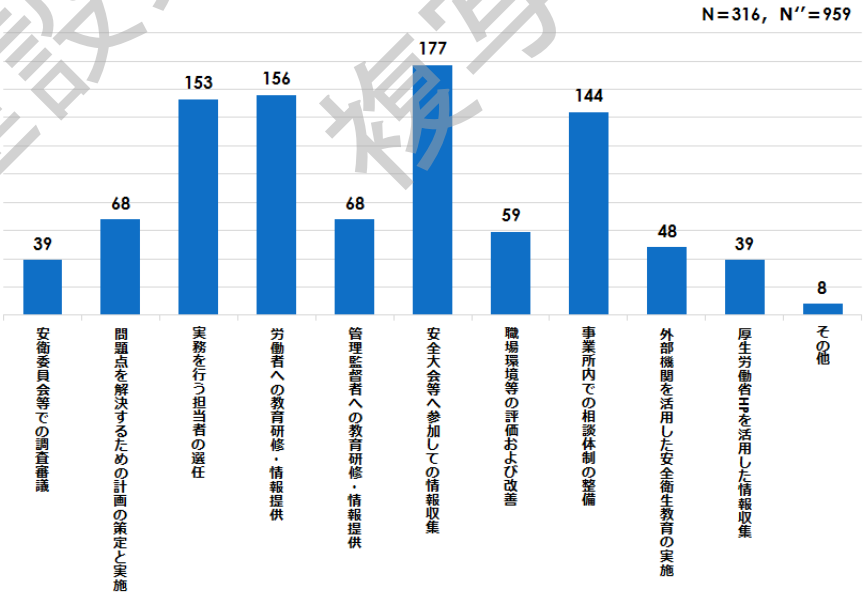

図 35　協力会社Q４４　外国人労働者に対する安全衛生教育を推進するための取組の内容（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写禁止

（１１）外国人労働者に対する安全衛生教育における課題（協力会社Ｑ４５）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいる」と回答した企業に対して、取組を進めるにあたっての課題を尋ねたところ、「言葉が十分に通じない」が 204 件と最も多く、次いで「教育に適した教材がない」が 77 件、「安全衛生教育に費やす時間的余裕がない」が 59 件、「安全のルール等を遵守させることが難しい」が 48 件となっている（図３６）。

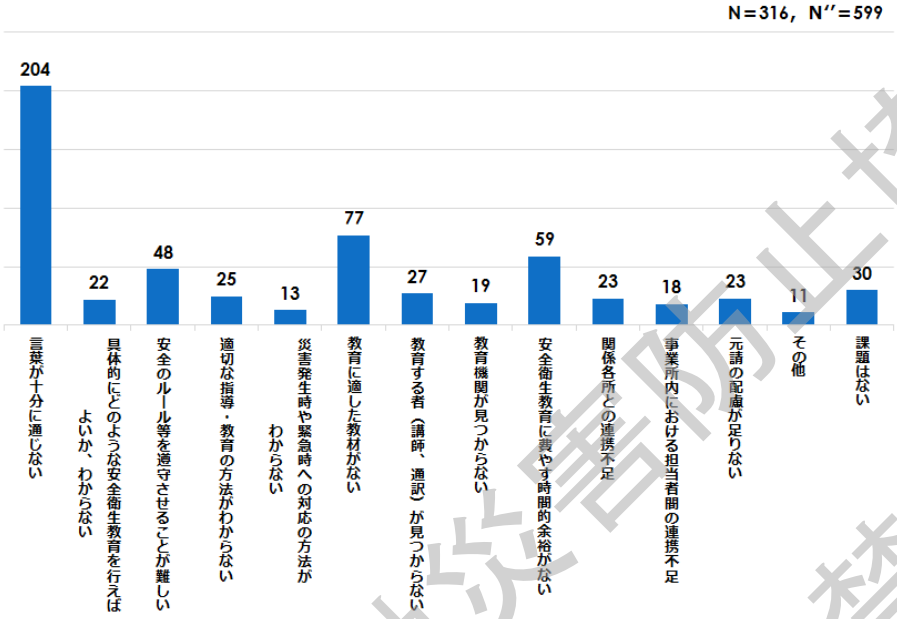

図 36　協力会社Ｑ４５　外国人労働者に対する安全衛生教育における課題（M. A）

（１２）外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由（協力会社Ｑ４６）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいない」と回答した企業に対して、その理由を尋ねたところ、「教育する者（講師又は通訳）がいない」という回答が 16 社で最も多く、次いで「専門スタッフがいない」が 14 件、「該当する労働者がいない」及び「安全衛生教育に費やす時間的余裕がない」が６件となっている（図３７）。

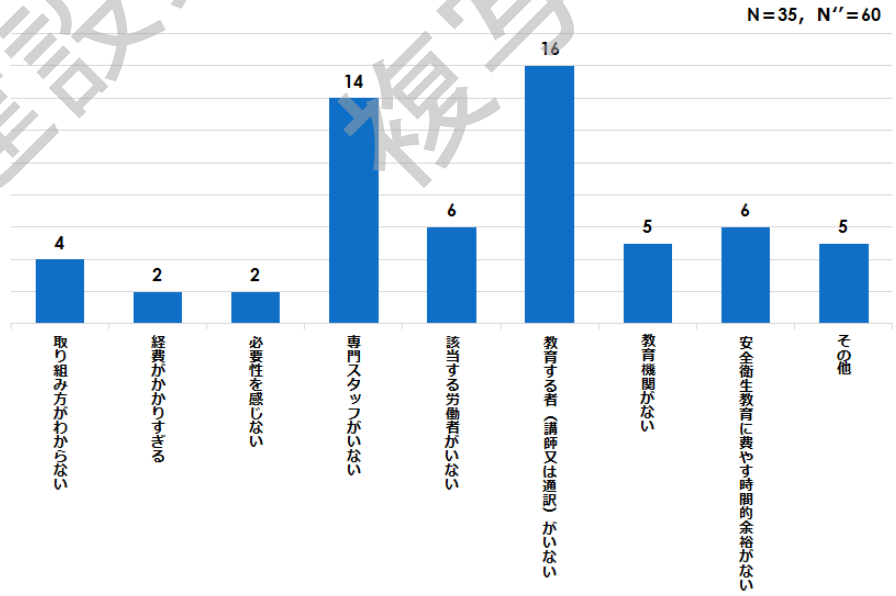

図 37　協力会社Ｑ４６　外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写禁止

（１３）外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無（協力会社Ｑ４７）

外国人労働者の安全衛生教育に「取り組んでいない」と回答した企業に対して、今後、取り組み予定があるかどうか尋ねたところ、「検討中」と回答した企業が 71.4%と最も多く、次いで「予定がある」が 17.1%、「予定はない」が 11.4%となっている（図３８）。

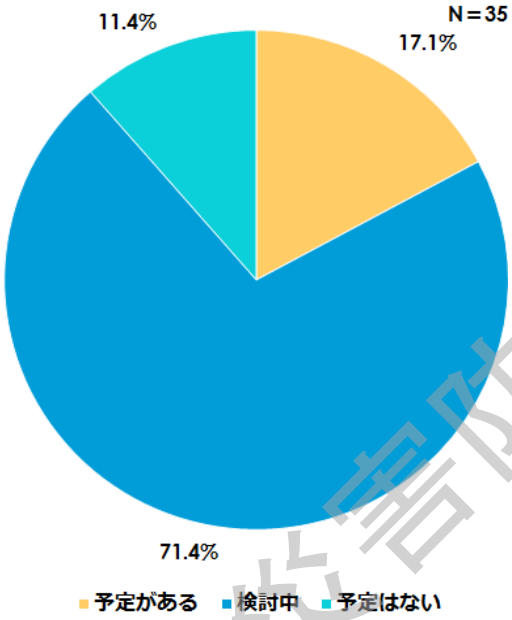

図 38　協力会社Ｑ４７　外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無（単一）

（１４）元請による外国人労働者に対する安全衛生教育についての助言・指導の有無（協力会社Ｑ４８）

協力会社に対して、元請企業から外国人労働者に対する安全衛生教育について指導・助言を受けたことがあるかどうか尋ねたところ、「ある」と回答した企業は 37.9%と、「ない」と回答した企業を下回っている（図３９）。

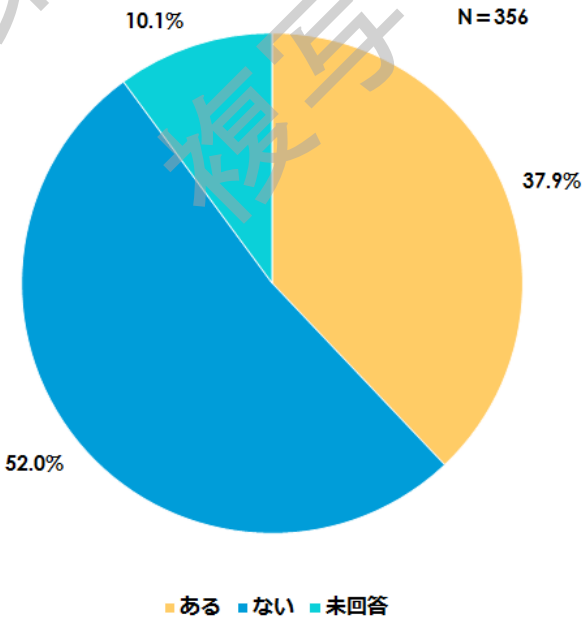

図 39　協力会社Ｑ４８　元請による安全衛生教育についての助言・指導の有無（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

１．４　建設現場における安全衛生教育

（１）建設現場における外国人労働者に対する安全衛生教育の実施の有無と内容（労研会員企業Ｑ１４～１５、協力会社Ｑ４９～５０）

労研会員企業・協力会社に対して、元請事業者主導での協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育が行われているかを尋ねたところ、労研会員企業では 43.8%、協力会社では 37.4%の企業が、それぞれ「行っている」と回答している（図４０）。

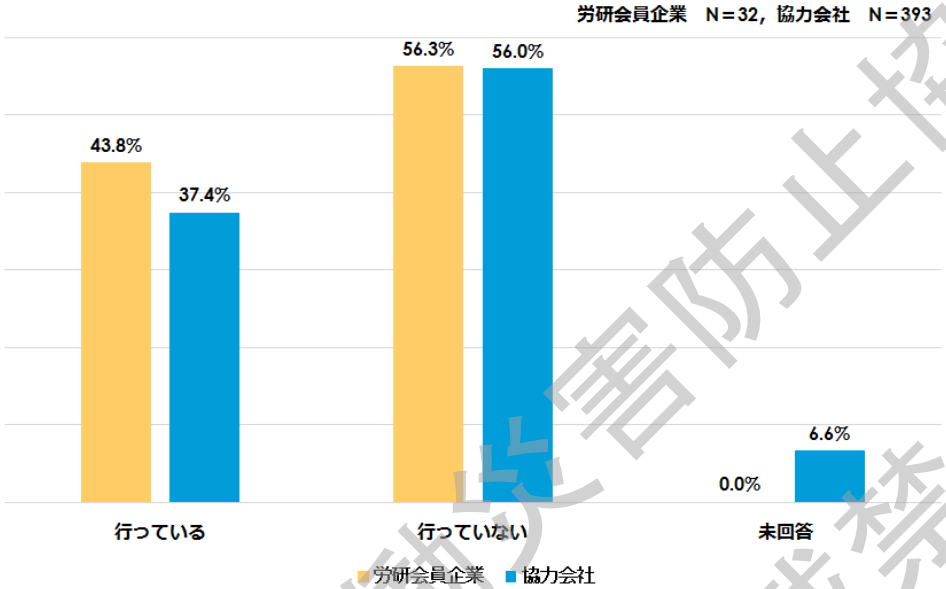

図 40　労研会員企業Ｑ１４、協力会社Ｑ４９　外国人労働者に対する安全衛生教育の実施の有無（単一）

また、元請事業者主導での協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育を「行っている」と回答した企業に対して、その実施内容を尋ねたところ、「元請による教育研修資料の提供・配布」という回答が、労研会員企業では 75.0%、協力会社では 66.3%と最も多くなっている（図４１）。

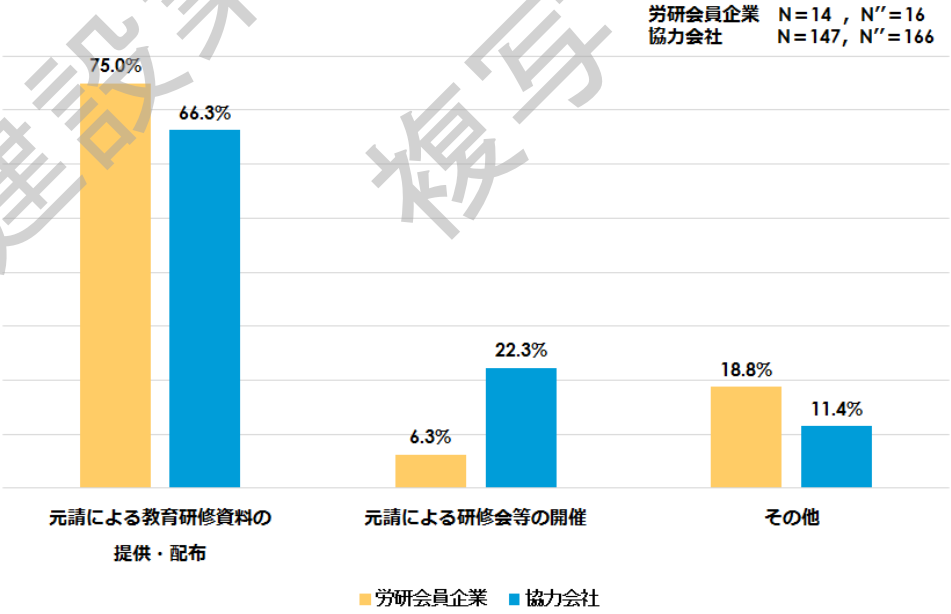

図 41　労研会員企業Ｑ１５、協力会社Ｑ５０　外国人労働者に対する安全衛生教育の実施内容（M. A）

建設業労働災害防止協会
複写転載禁止

（２）建設現場における外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無（労研会員企業Ｑ１６、協力会社Ｑ５１）

元請事業者主導での協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育を「行っていない」と回答した企業に対して、今後、取組を始める予定があるかどうか尋ねたところ、労研会員企業では44.4%、協力会社では45.0%の企業が、それぞれ「検討中」と回答している（図４２）。

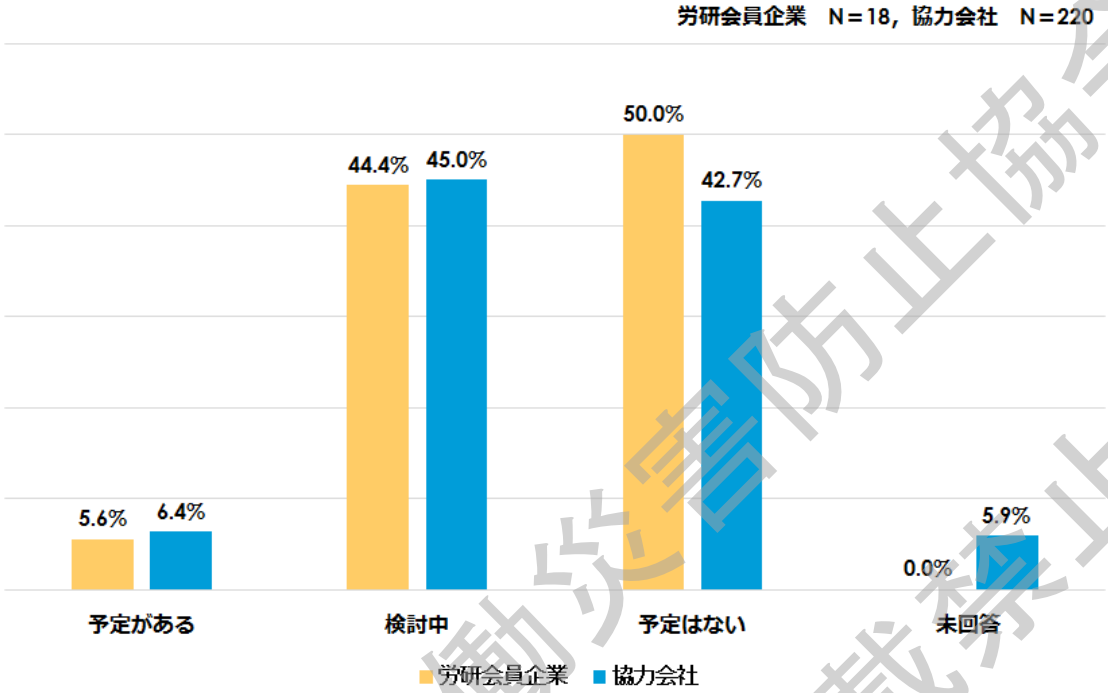

図 42　労研会員企業Ｑ１６、協力会社Ｑ５１　外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定の有無（単一）

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

２　自由記述に関する集計

２．１　外国人労働者に対する安全衛生教育における独自の工夫

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者に対する安全衛生教育において独自に行っている工夫について記述式で求めたところ、教育別にそれぞれ表１の結果となった。詳細は 28 頁～46 頁に示す。

表１　外国人労働者に対する安全衛生教育における独自の工夫 件数（M. A）

	労研会員企業	協力会社	計
特別教育	3	６５	６８件
職長教育	0	3	３件
雇い入れ時／作業変更時の安全衛生教育	4	４６	５０件
その他法定外教育	6	３７	４３件

２．２　外国人労働者に対する安全衛生教育に対する意見・要望

労研会員企業・協力会社に対して、外国人労働者に対する安全衛生教育に関する意見や要望を記述式で求めたところ、それぞれ表２の結果となった。詳細は 47 頁～54 頁に示す。

表２　外国人労働者に対する安全衛生教育に対する意見・要望 件数（M. A）

	労研会員企業	協力会社	計
意見・要望	１６	８６	１０２件

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

●特別教育

・労研会員企業　3件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認
1			通訳が必要な場合は、隣に着席の上、受講させる。		
2		・送り出し安全教育資料（日本語と母国語訳） ・作業内容（日本語と母国語訳） ・現場のルール（日本語と母国語訳）	最初は通訳を監理団体から派遣してもらい、次からは2号実習生が日本人担当者と一緒に教育していく		現場での実践
3		集合教育	テキスト、DVD等	社内講師が実施。	講義と実技を含め実施。 研修内で理解度テストを行う。

・協力会社　　65件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	組合による雇入れですので、弊社独自というものはありません。	組合の職員で、現地スタッフで日本語が堪能な方に通訳をお願いしています。			
2		通訳にて検定の実技・学科の事前教育を行う			
3	厚生労働省　外国人建設就労者に対する安全衛生教育テキスト	自社・管理組合通訳	テキスト・動画	・理解できる範囲は、日本語で ・月１度の管理組合視察の際、通訳同伴で説明	
4	市販の教材・自社作成教材	各工事での専門知識を有しコフト教育を受講して教える技術を習得した人及びベトナム人通訳	外国人の理解度を考え、都度確認しながら、日本人の時間の1.5倍程度の時間をかけて教育している。	小テストにて理解度確認	
5	一般（高所作業車・丸のこ・足場・フルハーネス）	外部講師・自社社員・通訳日本語学校講師・組合現地スタッフ	一般内容　通訳にて翻訳	スタッフの確認	入国時日本語教育の際に組合の他社さんと合同にて通訳を配置（日本語学校講師）して外部講師及び丸のこ弊社社員が教育を実施している
6	外部講師機関の教材	日本語教材の場合は通訳が必要	通訳に確認、現場での行動で確認		

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

7	DVD、安全衛生教育の本、作業手順テキスト（ベトナム語に変換したもの）	通訳1人	安全教育中に通訳に説明し、それを通訳が日本語に変えて実習生に話をする。	わからない所に関して何度も聞きなおす	毎月、月1回安全教育会議を行っている
8	足場の組立て解体または変更の作業従事者特別教育用テキスト	（個人名）	テキストに沿って読み聞かせる		テキスト内、安全衛生教育2時間半
9	日本語教材、新規入場時の市販の安全衛生教育DVD	日本人社員、送り出し機関の中国人通訳	日本人社員が講師となり、DVDを映写しながら、講義を行い、ポイントごとに区切って、通訳より説明する	映像を使うので効果的で、理解度の確認もできる。	
10	「作業員基本教育」や教育用教材動画	当社担当者、監理組合の担当者	雇入れ時、定期的な安全衛生教育講習会の実施と現場での実技の指導	安全衛生に関する教育内容が実演できているかの確認と定期的な面談での確認。	
11		通訳なし			教育訓練センターにて講習
12	客先作成資料（日本人向け）・社内作成テキスト（日本人向け）	英語もしくは当該外国語が少し解る社員	テキストを使用し、質問を交えながらの講義形式	質問により理解度を確認する	
13	圧送組合のテキストを使用		圧送組合の講習会に参加		
14	建災防、中災防の特別教育テキスト、教育ビデオ、社内の写真およびビデオ		ポイントとなる単語はひらがな表示し、各自のスマホの辞書で意味を確認させる。 ビデオはポイント部分を繰り返し見て確認させる。	段落ごとに理解度を確認する。	
15	資料をカタカナに変えて読み易くしている。	外国人講師のいる所で教育を受けさせている。	ゆっくり話す様にしている。	口頭にて質問し、回答してもらっている。	
16	日本語の教材　足場・フルハーネス・高所作業車（10m未満）	ベトナム人	本を読んで教える（通訳含む）	理解出来ているか聞いている。	
17	組合が用意したテキスト、市販のテキスト（日本語のみ）	講師、自社の社員（日本人） 通訳、自社の社員（先輩外国人）	テキストに沿って	テスト	
18	一般テキスト、社内写真	社員、建設就労者（ベトナム人）	テキスト通り		

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

19	外国語教材がある外部機関を利用	監理団体に依頼	外部機関利用	外部機関利用	
20	組合の安全教育の教本、及びコンクリートポンプ圧送マニュアルの教本。	厚生労働省が定める生活、技能実習、技能責任者指導員が講師。日本語を100%理解できる外国人が通訳	教本、及び口頭で通訳を交えて理解させる。	分かるまで、通訳を交えて確認する。	
21	建設業労働災害防止協会発行テキスト（足場の組立て等作業従事者・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育テキスト）	講師：弊社社員（取締役安全部長） 通訳：弊社社員	テキストを基に通訳してもらい教育している。	実際に現場に行き、作業状況を確認して教育内容を理解しているかを確認しています。	
22	自社で作成したテキストを、外部に依頼して、母国語に訳したものを使用しています。	特別教育については、組合に依頼して通訳をお願いしています。	絵と母国語の文章を用いたり、日本語の安全関係のビデオを見せています。		
23	・自社PPT　　・厚労省/国交省HP資料 ・組合配布資料 ・自社資料/建災防母国語化資料 ・JITCO資料	自社及び組合	基本的に母国語で、10名以下の少数制での教育	教育終了後の質疑応答	外国人技能実習責任者による現場巡回及び寮巡回
24	会社独自の教育資料	通訳有、会社代表者	教室形式	一問一答による理解確認	
25	市販のテキスト・自社作成の補助教材	当社社員と監理団体に依頼した通訳	日本語と通訳による母国語	日本語と通訳による母国語	
26		通訳の手配			
27	日本語テキスト（絵あり）・パワーポイント	自社社員	テキストと動画	講義後に実践させる	
28	足場の組み立てに関する特別教育テキスト使用（社内教育）、高所作業車（外部団体）、墜落制止用器具フルハーネス型使用についての特別教育テキスト使用（社内教育）	受入監理団体職員による通訳	法令の講習時間に基づき、テキストを見ながら説明します。	通訳を通じて確認しています。理解度の低い人にはカードを発行しません。	
29	テキスト（ハーネス・足場）	外部講習	パワーポイント	本人への確認	
30	コンクリートポンプ圧送マニュアル、コンクリート圧送業務の動画マニュアル、事故速報	弊社　技術指導員、生活指導員	動画、資料をもとに、口頭での説明	口頭での確認、過去の試験問題での確認	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

31	外部講習教材の使用	外部講習員の派遣、自社の先輩実習生、及び建設就労者による通訳	担当講習員の日本語指導の下、通訳し、確実に伝えます	クイズのような簡単な形式で、一問一答をします間違えたところを再度理解のできるまで指導します。	
32	市販テキスト、資料コピー等	自社社員、先輩ベトナム人実習生（通訳）	講義形式	確認テスト	
33	テキスト	自社	動画等		
34	日本語とベトナム語で翻訳されている教材を使用する		翻訳アプリを使用して内容を確認している		
35	文字中心ではなく写真、動画等を中心とした見える化。	講師は、各特別教育の上位資格（技能講習、作業主任者、特別教育インストラクター等）を取得した上で教育を実施している。	可能な限り、実際に使用する道具等を用いて、講師がやって見せる。	講師や専任の担当者が現場を巡回し、正しい使用ができているかを確認する。その場で2～3の質問をし、定期的に確認している。	
36	本社作成（翻訳版）の資料を入手して教育する	日本人・先輩実習生	資料を読んで、動画等、実地教育	一部テスト実施	
37	市販教材（母国語併記）を活用	適時組合より通訳を同席させている	具体的相対的に	具体的相対的に	
38		監理団体に依頼			下請け業者の外国人労働者も取りまとめて受講させている
39	外部教習機関のテキストを支援機関に翻訳してもらう	支援機関より通訳を同席させ講習を行う	通常の講習と同じように座学・実技講習	講習後のテストにて	
40	日本語教材	講師をお願いする方に早い段階から都合を聞くようにしている	通訳の方が、講師の話を母国語で伝えてくれる	講習終了後、本人達に理解できたかの確認をしている	仕事のない日曜日などに講習を行うので、早い段階で知らせる様にしている
41	市販品	日本人	集合教育	一部口頭試験	
42	外部講師作成の資料、足場組立等作業従事者必携（JCOSHA）等	元請職員（通訳なし）	テキストを参照しながら口頭にて説明、必要に応じて実技（ハーネスの装着方法等）	テキストを参照しながら口頭にて説明、必要に応じて実技（ハーネスの装着方法等）	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

43	自社教材	職長、事業主	教材、資材・工具を使ったジェスチャー指導	都度	
44	法面ロープ・高所作業テキスト	(先輩作業員　及び　翻訳器)	(先輩作業員　及び　翻訳器) 及び実際に行う指導		
45	自社で作成したもの	外国人労働者の親方に通訳をしてもらう	教材を基に講習を実施	講習の段落毎に通訳しているがその理解度は不明	
46	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育テキスト・足場特別教育テキスト	建災防	指導員による補助、図・写真を使用、分かりやすいジェスチャー	口頭でのテスト、資料からの質問	ポケトークを使用し、会話をスムーズにした。テキストに加えベトナム語の安全冊子を配布した。
47	自社作成資料、市販資料、管理団体作成資料など	取締役、外部講師	様々なことを通じて現場作業を理解させ、安全面に注意できるようにする。	毎日の積み重ねと、月１度の自社安全協議会での確認	
48	・建設業労働災害防止協会発行のテキスト ・JITCO発行のテキスト	監理団体職員	集合教育で説明後、個別に質問	項目ごとの説明後に、内容を日本語を使って話させる。(復唱) 全体終了後の習熟度・理解度テストの実施。一定点数以下の者は再度講習を実施し、現場には出さない。	
49	ベトナム語の教材	ベトナム語対応の講師	教材(テキスト)に沿った講習	良好	
50	市販テキスト、市販動画	外部講師	会議室等にて授業形式	口頭にて確認	
51	・「●●●の安全教育」を自社で手配してベトナム語に翻訳したテキスト ・海外からの仲間たちへ(外国人建設作業員) ・その他	・協同組合のベトナム人通訳 ・日本人教育担当者	日本の習慣や文化も含めて「生活上でのルール」、「現場作業でのルール」をDVDを用いてわかりやすく教育していく。	通訳を介して回答での確認及びテスト 現場に連れていき安全に対する理解度を担当者が確認	
52	市販のテスト	監理組合より通訳を呼ぶ	自社作成のテストにて確認		
53	教育機関が用意したもの。ベトナム語の教科書。	教育機関がベトナム語で教育を実施		受講者、母国語での講習なので、わかりやすかったと言っていました。	
54	市販の教材を使用	各種団体(元請、建設団体)実施の講習。通訳なし			

建設業労働災害防止協会
複写・複製禁止

55	母国語　テキスト	有		有	
56	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育用テキスト	外部講師と組合からの通訳の派遣	外部講師が説明し、それに対して通訳が説明	通訳を通して本人からの理解度を聴取	
57	外部資格取得機関のもの				
58	一部翻訳された教材	監理団体から派遣された通訳、講師	実習生のみの特別教育であり、講師と通訳が一体となり講義が実施される。	筆記・実技試験	
59	自社で作成した資料又は、元請業者からの資料	代表又は現場代理人による教育 通訳が必要な場合は監理団体からの派遣	理解しているか一つずつ確認する。一部訳された資料を使用する。	教育の最後に質問、又は現場にて職長から確認	
60	フルハーネス・足場従事者・アーク溶接・5t未満クレーン各種教育用テキスト	安全担当者（日本人）・先輩実習生	先輩に読んでもらい、通訳してもらう	内容説明後、ベトナム語・日本語にて返事ができるかを確認（先輩実習生に確認してもらう）	
61	特別教育＝建災防のテキスト	労務安全室長、通訳、先輩実習生	テキストを基に実施（実技指導含む）	理解度テスト実施	
62	市販の教材などを使用	管理会社の通訳をまじえて自社の責任者による	日本語でゆっくり話し、通訳も要所で説明。 プロジェクターも使用	ヒアリングにて確認	
63	同じ国の先輩による通訳・会社社員	教材を使用（母国語に訳しているもの）	小テストにより		
64	建災防発行テキスト使用	通訳	建災防発行のテキストを使用し、自社の社員が講師になり教育する。 内容をすべて通訳し、伝える。	テストを実施し、60点以上で合格する。	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

●職長教育

・労研会員企業　0件

・協力会社　3件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	自社教材	自社従業員	講師の通訳	修了試験	
2	以前職長教育受講で入手した資料	社員（日本人）	テキストを読み、事例の紹介	手法・考え方のヒヤリング	
3	テキスト（日本語版）、DVD、パワーポイント	自社作業員、通訳を必要とする場合は受入先組合が立ち会う	日本語	口頭で確認	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

●雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育

・労研会員企業　4件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認
1		新規入場時教育資料として、日本語と外国語を対比させたものを作成している。			
2	当社作業所に入場する作業員には、当社で作成した教材と当該作業所の資料を用いて入場前に教育を受けてもらい、その報告も提出してもらう。	●●建設(株)と●●建設全国取引業者災害防止協議会が作成した教材の翻訳版（英語、インドネシア語、ベトナム語）を作成した。	不明点の質疑がある場合も考えられるが、日本語が話せる先輩社員等の同席などで対応。	原則として1次取引業者が行う。読んでもらえば分かるようにしていると考えている。	日本語が話せる先輩社員等などが行う。
3	講義形式、パワーポイントの外国語ナレーターを使用	印刷物＋本店安全部で作成したパワーポイント資料	作業所の安全担当者(外国人労働者は日本語が理解できるため通訳は不要)、パワーポイントの外国語ナレーターを活用	図やイラストを用いた資格に訴える方法、パワーポイントの外国語ナレーター活用	聞き取りもしくは理解度テストの実施
4		新規入場者教育実施記録の多言語化（英語、ベトナム語）			

・協力会社　　46件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	自作PP	社員（実習管理責任者）	鉄筋の加工形状の呼び方やスペーサー、道具の名前などを写真を使って説明	都度、確認しながらゆっくり進めています	
2	会社独自教材（型枠工事、部材名称、等）ゴミだしルール等	自社社員	雇い入れ教育、2次も合同・導入教育（●●●加工場にて2週間程度）	スタッフの確認	
3	自社資料	社長	ゆっくり	本人に聞く	
4	事故事例等	社長	動作を入れながら	本人に聞く	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

5	自社で作成したテキスト	自社の社員	日本語のみ	できる	
6	自社で作成したもの、工事現場にある注意看板表示の理解	自社社員	・机上で絵を見てひらがな（カタカナ）で書かせる ・よく出てくる漢字の理解 例）危険、禁止、開口部等	一人ずつ発表させる	
7	内容によって都度用意する	各現場担当職長、社長、通訳	絵や写真を見ながら口頭で説明	通訳を必ずつけている	
8	自社独自政策資料	自社社員、通訳なし	日本語で説明し日本語も覚えてもらう	少しづつ覚えている	
9	自社制作教材、日本語漢字にはルビを振る、ベトナム語ビデオ		ポイントとなる単語はひらがな表示し、各自のスマホの辞書で意味を確認させる。	段落ごとに理解度を確認する。	
10	市販テキスト	社員（日本人）	テキストを読み、事例の紹介	手法・考え方のヒヤリング	
11	弊社独自の教材、弊社ルール	講師：弊社社員（取締役安全部長） 通訳：弊社社員	取締役安全部長が話した内容を通訳してもらっています。	現場での作業姿勢や休憩中の態度を確認し、理解していない場合は会社にて通訳を交えて再教育しています。	
12	・自社PPT ・JITCOのHP資料	自社	基本的の母国語で教育	巡回時に質疑応答	
13	・日本語と中国語で作業手順書を作成し教育 ・基本ルール17ヶ条、災害事例（写真、絵）	社員	グループ討議	後日確認する	
14	自社カタログ、安全講話、安全帯の付け方	工事部次長及び社長（自社）	生活面（実習生責任者による講話）ホワイトボード及びビデオ		
15		自社社員および監理団体の社員	自社のテキストを使用	質疑応答を交えて確認	日本語に慣れるように言葉の説明をしたり、必要に応じ漢字・ひらがな・カタカナを読み書きできるように指導している。

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

16	元請から提供されている送り出し教育資料や安全教育に資料を、すべてベトナム語に翻訳して教育資料にしている。				
17	自社作成の資料	受入監理団体の職員を通訳として	ゼネコンより教材として提供された「現場での心掛け」を元に中国語とベトナム語に訳した教材を見ながら説明しています。また災害事例はなるべく写真や絵を見て理解出来そうな事例を選択して説明しております。	通訳を通じていくつかの質問をして理解度を確認しています。個人での差が生じるのであまり理解していない人は個別に再度教育しています。	
18	絵を中心とした教材	社員と派遣団体の通訳と一緒に行います。	特に危険作業・立ち入り禁止等をわかりやすく	通訳に確認してもらいますが、正直、どこまで理解できているかわかりません。	
19	厚労省のHPの活用	通訳を組合に手配	動画を見て	通訳を介して確認	
20	新規入場者教育	日本人スタッフ・外国人スタッフ	テキスト		
21	自社作成のポイント集、現物（看板、脚立）	自社作業員、通訳を必要とする場合は受入先組合が立ち会う	日本語	口頭で確認	
22	当社で作った資料、写真、イラストに説明を入れたもの。 外国人が増えてきた数年前から作っている。	先輩の実習生	資料に基づき座学教育当社工場にて現場講習	簡単なペーパーテスト	
23	独自の実習生雇入教育資料	先輩実習生または組合の通訳	独自の資料は日本語とベトナム語で全て書かれ、またイラストも多い。 講師が日本語で話し通訳。	問題を出し答えてもらう。分からなければ何度でも教育を行う。	
24	元請け様からお借りしたDVDを用いて	自社社員、監理団体通訳職員	教材を見ながら、実習生自身がその内容・事柄についてどう思うか聞き、それについて答える。時にはジェスチャーを交えて話す。	言った事を、DVDで見たことをどう理解したかその都度聞く。 理解できなかった実習生には通訳や同じ実習生の中で日本語が得意な人に理解するまで説明してもらう。	
25		講師を付けて従事させる	絵や図を用いて言葉でゆっくりと確実に教育する		
26	母国語の資料を使用				

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

27	作業手順書、ヒューマンエラーに関する教材、事故事例、熱中症、安全具、現場で使用する日本語等の教材を自社作成し、母国語に翻訳。	実習生担当者が講師を務め、監理団体の通訳に同席してもらう。	1回だけでなく、定期的に繰り返し教育することで理解度を深める。	・特に試験などの確認は行っていない。 ・随時、教育した内容について繰り返し確認を行う。 ・日本語の勉強時間を設け、現場で使用する日本語（単語）の勉強を行う。	実習生に関し、入国後1ヶ月の集合教育期間中に、学校から時間貰い（休校日）、学校で自社実習生担当者と通訳が約5～6時間程度教育を行う。
28	雇入れ教育資料（自社作成）	代表取締役	テキストを参照しながら口頭にて説明		
29	自社教材	資材センター長	教材、及びOJT	都度	
30	自社で作成したもの	自社の社員	翻訳アプリを使用	質問形式	
31	DVD、KY活動教材	ゆっくり話す	どこに危険が潜んでいるか発表してもらう		
32	翻訳機を活用して教育を行っている。				
33	・作業手順書 ・技能実習生手帳	（個人名）	OJT及び机上学習	「～について分かりましたか」という聞き方ではなく、「何が分かったか」を本人に言わせて確認しています。	
34	とくになし	現場職長による	言葉や身ぶり手ぶりで教える	理解したかを何度も聞き、確認する	
35	監理団体が作成した日本語を母国語の教材	自社の日本人社員と監理団体の外国人通訳	教材を見ながら口頭	通訳を介して確認	
36	自社にて作成したテキスト	自社社員	授業形式	口頭にて確認	
37	自社作成雇入れ教育資料、ゼネコン作成外国語訳安全教本	監理団体より担当者が通訳を行う	日本語と母国語にて説明	監理団体担当者に確認してもらう	

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

38	安全教育ビデオ（日本語版）、安全ポケットブックの活用	工事部長による講話	外国人労働者にもわかるように実践指導と安全ポケットブック（絵付き）の活用による講話・講習	ヒアリングによる確認	
39	国際研修協力機構発行の日本語ルビ付きおよびベトナム語表記の教材	当社の管理部門の者で、作業所の状況も熟知している者が行う	具体的に行う。	技能実習生の期間は、毎日日記を書いてもらい問題点を探る。	
40		自社での教育の時は技術・人文知識・国際業務の社員がいますので、研修生との通訳をお願いしている。 元請け様の教育の時は、監理団体に通訳を依頼している。		資格保有者(実習責任者)立会いの下、実際に作業をやって見せて、同じことを外国人労働者にやってもらう。	
41	安全全般と自社専門工事に対して、自社にて作成したテキスト(母国語訳、図解)	組合からの通訳の派遣	母国語と図を介した説明	通訳を通して本人からの理解度を聴取	
42	・安全法令ダイジェスト ・送り出し期間作成の安全看板(ベトナム語) ・作業手順	自社指導員と特定活動者	・会議室で卓上 ・実技指導(会社敷地内にて)	・理解するまでの繰返し ・作業手順の確認	
43	雇入れ時教育資料	安全担当者（日本人）・先輩実習生	監理団体を通じてベトナム語併記の資料を作成、先輩に読んでもらい、通訳してもらう	内容説明後、ベトナム語・日本語にて返事ができるかを確認（先輩実習生に確認してもらう）	
44	他社作成の資料・自社作成資料	労務安全室長・役員、通訳、先輩実習生	資料を基に実施	自社作成のテスト。質問形式で実施	
45	・作業手順のミャンマー語版を作成し安全教育を実施しています ・工事現場にある注意看板表示の理解	自社社員	・机上で絵を見てひらがな（カタカナ）で書かせる ・よく出てくる漢字の理解 例）危険、禁止、開口部等		
46	市販のテキスト（日本語）を使用	通訳のできる社員を同席させている	日本人よりも時間をかけている	一問一答で確認している	本当に理解できているか判断がむずかしい

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

●一般の安全衛生教育

・労研会員企業　6件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認
1		自社で「外国人就労者用ポケットブック」（4ヵ国語）を作成し、新規入場時に配布し教育している			
2	事前に所属会社にて実施した送り出し教育を確認した後、職員立ち合いのもと、所属会社職長による新規入場者教育を行う。	新規入場者教育用書式（会社書式）、現場の特性に応じた資料 会社作成の新規入場者教育用DVD（約10分）を利用		原則として、所属会社職員または職長（安全衛生責任者）が、外国人労働者への教育を日本語で実施する。	教育項目が変わるたびに理解度を本人に確認する。不明な点があれば、その都度繰り返す。
3	●●建設全社で推進しているキャンペーンの4か国語表示版でのポスター掲示	4か国語でのポスター（英語，インドネシア語，ベトナム語，中国語）		朝礼看板、休憩所，現場　への掲示	日本語の分かる先輩作業員等へのヒアリングなどになるが、特に決めてはいない。
4	現場には外国人でも分かる言語の安全看板を設置	≪言語不要の安全教材≫見るだけ教材			
5	教材についての紹介と活用のアナウンス（特に協力会社宛て）	厚生労働省HP上の数か国語の教材（動画およびテキスト）			
6	国内で使用しているポケットブックの情報提供（提供国使用言語に翻訳して提供）	自社	自社国際事業部にて翻訳		

・協力会社　　37件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	・HP公開資料（建災防、建設業振興基金、JITCO） ・元請会社支給資料 ・DVD（セーフティーコミュニケーション、元請会社発行）	講師は自社社員（日本人）、通訳は有り	動画を交えてのスクール形式での講習		

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

2	自社作成の安全標識や現場での禁止事項をまとめた資料	設備部	資料を使い本人に読ませ内容を説明したのち、質問をして間違いがあれば再度説明	理解が出来るまで説明を行う	
3	日本語の各教材を使用、写真、動画（自社で撮った素材）	講師（社長・職長）＋通訳	・原則2～3名、日本語で漢字を使用 ・安全標識は四字熟語が多い事と、KK安全朝礼での注意など、日本語の単語として慣れる事が重要な為、意味だけはベトナム通訳が説明	指名で質問をし都度理解しているか口頭で確認	
4	パワーポイント（写真を多く用いたもの）や動画を使用すること。				
5	ガイドブック、パワーポイント	安全管理責任者	口頭及びガイドブック、自社パワーポイント（手順、安全ポイント等）での教育	簡単なテスト的確認	
6	翻訳と日本語の同時掲載されているテキストを用いる。	こちらで監理団体と連携して、通訳者を手配し、公衆に同席・通訳してもらう。	日本語に慣れてもらうため、講師は日本語で、その後に通訳を挟む。翻訳アプリも使用しての講義。	確認テキストや、質問時間も設ける。また後日不明な点をさらに聞きだし、徹底して覚えて、知って頂けるような環境とチェックを用意している。	
7	市販テキスト	社員（日本人）	テキストを読み、事例の紹介	手法・考え方のヒヤリング	
8	1回発行される安全新聞、3ヶ月1回発行される衛生新聞をベトナム語に訳し配布。安全基本ルール20のベトナム語版。	寮の生活管理者及び日本語検定N2取得外国人建設就労者	対話型にて理解者しやすく	対話にて確認	日本語勉強会への参加及び月1回開催の自社災害防止協議会への参加、月1回開催の課会への参加
9	日本人向けのテキスト各種	代表、派遣元の通訳者同席	通訳付きで口頭説明	2回以上の反復	
10	社内で準備したもの	受入監理団体職員による通訳	日本で生活する為の基礎的な知識を教育しています。電車の乗り方や、信号の渡り方、一般的なモラル等、教育内容は多岐にわたります。	通訳を通じ確認しています。	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

11	●●●	専任の日本語講師	週に一度、10:00～17:00まで時間を取り有給で日本語教育を行っている。	日記を書かせることで理解度を確認している	一緒に外食したり、電車に乗ったり、積極的に日本の日常的な文化に触れさせる。
12	自社教材	担当者専任、管理団体が毎月2名参加	上記担当者主導で、資料を見ながら口頭で説明している	その都度口頭確認していますが、今後はテストの実施を予定している	
13	元請け様によるテキスト	受け入れ機関担当通訳	受け入れ機関の担当通訳で理解を深める	受け入れ機関の担当通訳で理解を深める	
14	安全作業手順書	外国人正社員	テキストと現地OJT		
15	自社作成のポイント集、現物（看板、脚立）	自社作業員、通訳を必要とする場合は受入先組合が立ち会う	日本語	口頭で確認	
16	インターネットから、管理団体からの資料を使う	社員	社員により変わる	半分くらい	1ヵ月に1回、AM9:00～12:00に行う その後昼食も共にする
17	パワーポイント	社員（安全担当）が講師を務める。入国入社時は組合により通訳を派遣	実技や、イラスト、写真等を使用		
18				移動中に理解度の確認をするようにしている	時間外でコミュニケーションを図る
19	自社　安全衛生委員会、会報誌	所属長、通訳	定期的（月1回）ミーティング	通訳を通じて確認	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

20	自社　事故事例集	所属長	週一回	社員複数で確認	
21	市販品	通訳	定期的に座学で	コミュニケーションを通じて確認	
22	自社オリジナルで作成	自社の人間	安全協議会、安全大会で周知します。	都度	
23	スライド	社員	口頭による説明	都度行っている。	
24		作業従事者	作業所において、作業を通しての実技による指導	都度行っている。	
25	事故事例、ヒューマンエラーに関する教材、熱中症対策、声掛け実演、その他状況に応じた教材を作成し母国語に翻訳。	実習生担当者が講師を務め、監理団体の通訳に同席してもらう。	一方的な講義だけでなく、声掛けやKYを実演することで理解度を深める。	・特に試験などの確認は行っていない。 ・月次開催の安全衛生協議会にて随時、教育内容について繰り返し確認を行う。 ・季節に応じ、熱中症やインフルエンザについて体調管理状況を確認する。	毎年6月（全国安全週間準備期間）に支店全職員を集め、安全に関する勉強会を開催する。 「事故事例に関するパネルディスカッション」、「KY演習」、「安全ルールに関する寸劇」、「声掛け」の実演を入れながら全員参加の安全教育を行う。
26	自社で作成（安全看板・工具名称・日本語の日常会話）	社長・職長・事務員	入社後１週間は事務所で座学の時間を作り、教育をしています。	学習した後、小テスト（自社作成）をして確認します。次の日以降も確認を繰り返し、実習生が完全に理解できるまで教えます。	
27	現場の見学	社長・職長	新規入場前に現場を見学して、日本の現場を知ってもらいます。実習生が不安なく、業務に就けるようにしています。	その都度、分からないことは確認するように伝えています。	
28	自社の社員（日本人）が作成したレジュメを、自社の社員（外国人）に、母国語へ翻訳してもらい活用している。	必要に応じて監理団体の職員（外国人）に通訳をお願いしている。			

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

29	元請から貰ったベトナム語の安全衛生教育資料				
30	市販のテキスト	自社の社員	翻訳機の使用	日本語での会話（基本的なあいさつなど）	
31		団体への技能実習指導員の届け者による	現場（作業所）での直接指示	・目視での確認 ・注意したり、褒めてやる	
32	市販DVD等	自社社員、補佐で監理組合担当者	動画を見せながら、実習生指導員が言葉の理解を確認する。言葉を理解していない部分に関しては監理組合の担当者が母国語で説明する。	教育終了後、教育に参加した外国人実習生にレポートを提出させる。理解不足の場合は再度教育を行う。	
33	厚生労働省　職場の安全サイト　外国人建設就労者向け安全衛生視聴覚教材	講師　自社の社員	動画視聴	終了後にヒアリングを実施	
34	足場組立および解体作業における一般安全衛生テキスト作成	機器【ポケトーク】による対話方式	現場用語を主体とした実習方式	指導員からの効果確認	
35	自社作成の資料	労務安全室長・役員、通訳、先輩実習生	資料を基に実施	質問形式で実施	
36	市販テキスト	通訳	ホワイトボードを使用し口頭で	個人と面談、確認	
37	道路交通法、その他母国の資料	自社		テスト、道路交通法、自動車免許用試験	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

●その他

・労研会員企業　2件

番号	教育に関する指導の方法	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認
1	現場職長による外国人との会話面談 「危ない」等の基本的な日本語が通じるかどうかに、現場所長等が外国人労働者と面談を実施		現場所長他	いざという時に、瞬時に言葉を理解できるかをヒアリングにより確認する	面談による判断
2	協力会社災害防止組織が制作した教本を用いた指導	●●●	協力会社の安全担当部門	・教材には、建設現場で必要となる用語を日本語と各母国語で併記している ・協力会社の安全担当部門が教本を利用して必要な言語に関し、現場入場する前に教育を行う	協力会社の安全担当部門、現場に同行する協力会社指導員

・協力会社　　13件

番号	教材	講師・通訳	教え方	理解度の確認	その他
1	基礎2級・随時3級　試験対策テキスト（独自）	自社社員・組合スタッフ	実技4回程度・学科（組合）	スタッフの確認	
2	母国語（ベトナム語）で新規入場者教育の資料を準備している作業所もある。				
3					入国してから帰国するまでと、帰国後の対応等を通訳の方をまじえて相談会を年2～3回行うことにしている。その時、日本語のレベル、技術レベルについても評価を行う。さらに職長より各自の現場での安全行動のチェック他、ルール等を守っているか評価を行い納得して仕事を行ってもらい、日本の生活を充実した物にしてもらうようにしている。
4	現場	足場作業主任者	足場の組立方法の実技	良く出来ている。	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

5	現場	社員	足場の玉掛けの方法（補助作業）	良く出来ている。	
6	・自社リーフレット（年度安全方針）を母国語化した資料	自社	基本的に母国語で教育	現場巡回時に質疑応答	
7	日本語テスト	日本人スタッフ	テスト	テスト点数	
8	ヒューマンエラーを防止するためのパワーポイントツール、災害イラスト等を用いた危険予知活動（KY用紙）	社内講師、指導員	パワーポイントデータのプロジェクター投影。 毎日のKY活動時に発表させる。	KY活動時に質問	
9	コミュニケーション、日本での生活について、将来の自分について	社員	社員により変わる	半分以上	
10	外国人技能実習生のための専門用語対訳集	自社職員（通訳なし）	テキストを参照しながら口頭にて説明		
11	社内独自の資料	社員2名、通訳1名	社員指導のもと、資料をもとに日本語でゆっくりと理解させている	理解できていないと思われる場合は、通訳を介して繰り返し説明している	
12	自社作成	自社社員	マンガ等の図をまじえ日本語、母国語にて資料作成	終了時、口頭で確認	・地震、津波バージョン ・現場での危険用語バージョン ・日常生活（団地の一軒家）バージョン

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

●労研会員企業　16件

1	・建災防で配布していただいた外国語標記の安全看板は各業者ではなかなか作成できるものではないので助かります。 ・元請として独自に多種多様な言語に対応するのは困難です。特定元方事業と言えども外国人を雇用する企業が主体となって言葉の壁、習慣、待遇面の課題は乗り越えるべきであると思います。
2	外国人労働者については、今後増加が見込まれる中で、日本語や文化、労働環境等に習熟していないこと場合が多く、外国人労働者の安全衛生の確保のためには適切かつ有効な安全衛生教育を実施することが重要と考える。
3	「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策事業【厚生労働省委託事業】」における「外国人建設就労者に対する安全衛生教育」の再実施と当該安全衛生教育を「外国人技能実習生」及び「特定技能外国人」にも実施していただきたい。 また、当該安全衛生教育で使用した平成30年度作成の母国語テキストを最新のものに更新していただきたい。（最新の安全標識等に対応するため）
4	・建設現場の安全衛生管理の基本的なルールは各社同じである。実習生の送り出し機関は事前に教育してほしい。 ・多くの元請や雇用する業者では定期的に外国人労働者を教育することは非常に難しい。外国人労働者に対しては、国別に分けて定期的に日本語や安全衛生教育を受講させる制度を作って欲しい。
5	○特別教育等の法定教育を受講できる条件として、日本国内の建設現場で作業する際の最低限の一般安全衛生教育を修了した者のみが可能となるような、一定の歯止めをかけなければ、危険又は有害な業務である特別教育やその他の就業制限業務を理解して安全に作業ができるとは思われません。 ○【課題】 ・いくつかの現場で、言葉の問題（日本語が話せない・読めない）が課題として挙げられている。例えば、安全指示の理解度を確認しようと復唱させたところ、発言できない者がいる。安全指示や教育内容を身振り手振りで行っているが、伝わっているか不安だ等の声がある。 ・法律やルール等について全く知らない状態で入場している者もいる可能性がある。 ○【対策案】 ・外国語訳テキスト（教科書）による教育訓練の実施 ・安全教育においては、挿絵や写真を多用して、言葉だけでなく視覚的に理解できるようにする。 ・現地KYなどの現場での安全指示においては、その場でポンチ絵を描いて見せるか、実演による指導を行なう。受け入れ前に語学能力をテストする。（統一した基準があるとよい） ○（教育以外の意見）現状は外国人を雇入れる体制が十分でないと思われます。それを事業主や元請に任せるには無理があります。東南アジアでは多くの外国人が働いていますが、通訳できるセーフティーが配置されているので、言語に関する問題は少ないようです。 野球やスポーツでも仕事をするために通訳が必要。言葉が通じなければ、安全で間違いない仕事をしてもらうことはできないと思います。業種によって通訳の配置を必須にするなどお互いが安心して働けるように環境整備の提言をお願いしたい。 現状の中途半端な法体制では元請や事業主がいくら頑張っても、外国人が増えるほどに災害と瑕庇が増えていくのではないかと懸念されます。
6	最近の傾向を見ると、書面上では、母国で日本語教育を受けてきたあるいは日本で研修を受けてきたとの記載となっているが、実際は片言の言葉しか理解できない、または会話できないといった状況が散見されます。 通常の職場と比較して危険度が高いと思われる建設現場での作業にあたり、語学研修を確実に行う（記録）システムを構築する必要があります。
7	1. 言葉の壁により、テキストおよび講師に問題がある。（労働者の出身国が1か国であればまだしも、何か国もあり対応が難しい。） 2. 特定技能資格審査を行い、日本語能力にばらつき等がないように望みます。
8	・元請各社の現場における共通した安全ルール・看板などの利用促進。 ・日本語の看板及び各種安全教育資料の多言語化や平仮名の利用推進 ・専門工事業者が雇用主として教育すべき事項への支援
9	現在、現場に入場する外国人労働者の元請管理としては、受け入れ企業の指導員の常駐、在留期間・資格等の在留カードの確認、雇用契約書、監理団体での講習証明等の特にコンプライアンス上の問題の有無の確認を実施。 外国人労働者に対する安全管理（安全教育関係含む）の取り組みとしては、全社体系的なものは現状無く、現場独自で注意喚起などの安全標識等、絵表示に日本語、母国語を併記して作成し掲示している。 自社独自の外国人労働者向けの安全教育テキスト（特に特別教育）等は無いので、今後建災防にて作成されたものを積極的に活用していきたい。 また、新規入場者教育を実施する上で、最低これだけは理解させておくべきポイント（危険・有害物、立入禁止、作業毎に必要な保護具、建災防統一標識の解説、注意喚起ワード等）を絞ったもの共通テキスト等があれば助かる。 今後、建災防において外国人労働者に対する安全教育講師向けの研修会やセミナー等を開催して欲しい。
10	受け入れを行っている事業者が教育計画のとおりに日常の作業で指導ができるかにかかっていると思います。特に、安全帯の使用による墜落防止への意識の違いがあり、立てる場所なら高所でも安全帯の未使用があることが見られ、その点の改善が必要です。 ・現場に関しては基本、協力会社を通しての入場に関しては特に制限を設けていない。 ・協力会社の導入については推奨している。 ・基本は協力会社が受け入れた外国人労働者を受け入れる方針。 ・元請けして入場する外国人労働者全てに関して教育等を行うことは難しいと考えます。 ・日建連等の組織が中心となって基本的な問題の解決に取り組むべきであると考えます。

建設業労働災害防止協会
建設・転載禁止

11	・多言語に対応した安全教育ビデオの提供 ・母国語を用いた教育資料の充実、バイリンガル機能付きマイクの普及 ・資格取得時の安全衛生教育の実施 ・安全衛生教育の賃金への反映 ・厚生労働省のHPに　外国人向けの教育ビデオが母国語で整備されましたので、今後活用していきたいと考えておりますが、翻訳機など各個人が携帯できる機器が、雇い入れ先の協力会社に配布されれば良いのにと思います。 ・今後少子化と共に建設業での人手不足は深刻となり、外国人労働者の雇用は確実に増え、現場の主戦力となる業種も多くなる。しかしながら、現状、言葉の障害をはじめ、現場の環境が整備されない状況下では、定着するまで災害の増加が予想される。 安全対策が急務であるが、一企業で外国人労働者への安全教育の進め方、教育体制、人員の確保などが困難な状況である。又、現場で職員が外国人労働者と直接接する機会は新規入場者教育時でその後はほぼ接する機会がない。 そのため十分な安全への理解度など確認が出来ていない。現場に入場するまでに十分な安全教育を実施しなければならないと思う。
12	各協力会社の外国人技能実習生を比較すると、送り出し団体、また受け入れ会社の管理体制の不備がまだまだ見られる。 例）1.書類上では、母国語にて、それなりの教育が施されていることになっているが、片言の日本語も理解できない者もいます（現場、乗り込み時） 2.受け入れ会社での、継続的な教育がされていない。 3.現場における外国人技能労働者を直接指導・管理する職長の不足及び能力不足。
13	社として外国人労働者に対する安全衛生教育についての、統一的なルール、マニュアル等の整備ができていない。業界として、なにか参考になるものを構築してもらえたら助かる。
14	一番のネックは専門用語です。外国人のための専用用語辞典（イラスト入り）があると外国人労働者の理解も深まると感じます。
15	・受入れ団体または災防団体にて、日本語、安全知識の習得等、定期的に講習を実施していただきたい。 ・業種毎に日本語＋外国語のテキストを災防団体で作成していただきたい。
16	コミュニケーションを図るため、言語の問題が大きい。意見や要望に関しては、外国人労働者を受け入れている、ある協力会社の現状と意見、要望等を記載しました。 「ただでさえ分からない言葉も多く、同じものをイメージできないことがある中で、仕事面については更に難しい言葉が出てくると、本人たちにそれを理解させるのは難しいですし、理解度を確かめようとしても、本当にわかっているかどうかが把握できない側面があります。 特に安全の面でいえば、基本的な部分で近道をしようと、足場の降りてはいけない部分を降りて来ようとする実習生もいて、安全に対する基本的な知識、認識の部分で非常に欠けているなと感じたこともあり、今後の事を考えると、彼らの母国語でしっかりと安全教育、説明をしてあげれば良いのになというのは感じました。しかし通訳の確保は難しく、たとえ通訳が見つかったとして、その通訳の方が現場に精通していないと伝わらない可能性もあり、難しさを感じております。 彼らの母国語で説明してあげるようなマニュアルなど、ゼネコンさんの方で用意して頂けるならば、大変助かるなと思います。実習生が多く現場に入っていく中で、やはりこちらとしても事故が一番怖いですし、こちらの方としても、安全教育には力を入れていくことの必要性を感じております。

建設業労働災害防止協会
無断・転載禁止

●協力会社　86件

1	作業員がますます高齢化していく中、若い担い手の確保は建設業に限らず様々な分野での職種において、非常に難しい課題だと切に感じます。日本での人口減少が始まっている中、外国人労働者は無くてはならない貴重な人材に弊社でもなっております。 外国人労働者をいかにして育成すべきなのかは、常日頃から検討している図工であり時代の変化への対応に日常追われている現状ではありますが、この変化に遅れないように常に考える所であります。
2	母国語のDVD教材があれば有効活用できると思います。
3	今後、人不足が予測され外国人労働者の雇用が増加し、現場で必要な資格を受講するに通訳が必要になると思います。
4	現在、弊社では外国人労働者をインドネシア・中国より受け入れております。それぞれの母国語に訳した安全衛生教育に関わる教材があると理解しやすくなると思います。
5	・外国語に対応した特別教育や技能講習の機会を増やしてほしい。 弊社は鉄筋工ですので実習生の入国時にはクレーンの特別教育や玉掛け技能講習など必要な教育は受講させています。 しかしながら足場やフルハーネス特別教育のように、法整備により新たに受講しなければならない教育ができた際には言葉の問題がありなかなか受講させることができません。（足場に関しては現在の新規入国者は受講しております。） 各国通訳付きの講習回数が増えると助かります。 ・提出書類を簡素化してほしい。 元請会社から外国人の入場に対する理解は頂いているものの、提出書類が厳しいように感じます。そもそも提出を求められる多くの書類は、どれが欠けても技能実習の資格は取得できないはずなので、逆に言えば在留カード保持＝就労問題なしと言えます。 また、今後はCCUSの登録が外国人労働者に義務付けられますのでキャリアアップカードだけでの対応など、ますます増加する外国人労働者への対応の簡素化を求めます。
6	今後、全作業所に外国人向け外国語表記安全掲示板・安全看板が必要だと思います。
7	・作業所で外国人向けの注意標識が無い。ただ、各国籍の言語に対応する必要がある為、対策は非常に困難と予想される。 ・入場する現場が日によって変わる為、外国人向けに現場別の教育をしなければならない。 ・翻訳された教材がまだ少なく安全衛生教育が十分に行えない。
8	安全標識用の各国翻訳版ステッカー各現場の入場外国人の国に合った言語のステッカーを用意し、安全標識の下部に貼れる様な物を作って欲しい。多言語化は必須。安全教育教材の言語別ダウンロードサイトの設置
9	建設現場では、常に危険が伴い在留資格、技能実習及び特定活動等の労働可能な外国人でも、日本語が「理解できない」、日本語が「話せない」となると、危険個所、他業者との調整事項、現場特有の注意事項（作業時間帯、音出し、振動作業の作業時間帯など）等の確実な伝達の不備による労働災害の懸念が考えられる。 また、偏見になるかもしれませんが、各国の「国柄」、「社会性」から来る、日本人での常識が諸外国人には通用しなく、考えられないような思わぬ災害につながる可能性の危惧。近隣、客先等とのトラブル発生の危惧。 また、最近では、在留カードの偽造等も多く見受けられるようになり、偽造在留カード持参した作業員の現場対応の危険性（偽造カードが職員に発覚したことで、逆上し、暴行等の危険性）。 などから、現場での外国人労働者の入場を敬遠しがちではないかと個人的には思います。
10	外国語委による技能講習の充実
11	現在、外国人労働者は使用してません。現場のルール、危険個所、モラル等の教育はなかなか教育や作業の進め方（伝達・周知）が難しいと思います。 就労期間を長くすれば言葉や習慣、作業を覚えるのではないかと思います。
12	平成30年3月の厚生労働省の資料によれば外国人技能実習生は約25万人、国籍別では、ベトナム、中国で7割を超える。職種別では建設業は2番目に多い。 日本人の雇用が非常に困難な状況の中、今後外国人技能実習生の需要がどんどん増していくと思われるが、それにこたえる安全衛生教育も含めた企業の環境設備が急がれる。 国も民間に任せるだけではなく、例えば外国語翻訳の教育資料等の作成・整備に着手すべきと思う。
13	玉掛技能講習や安全衛生教育などの講習会を国籍別（言葉の通じる様に）で開催してほしい。
14	日本人の新規入職者も同じですが、OFF-J-Tで教育するのは初めの少しだけなので、基本的には現場内で働きながらOJTとして教育する内容が多いです。 現場内での教育を重点的に行うことでより効果が大きい教育が出来るのではないかと思います。また、元請が主導で行うことによって、企業ごとの教育のばらつきが減らせるのではないでしょうか。

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

15	該当する国にもよると思いますが、日本人の考え方のまま教育をしても伝わらないということが往々にしてあります。生活指導員や技能指導員の講習はありますが、定期的に講習を受けられる機会があるとより理解が深まると思います。 今後弊社では、協力会社を含め在留期間の比較的長い外国人労働者を指導者として位置づけ、安全衛生教育を施していく予定があります。
16	当社、外国人労働者については、日本語能力N2を取得しているため、日常会話は問題ありません。読み書き等においても、支障はないです。
17	言葉・言語が最大の課題となっている為、それぞれの言語における教材の普及の効果は大きいと感じています。
18	技能実習生（足場）を2019年8月21日に受け入れた為、試行錯誤している所です。
19	当社、来日してからまもない為、これから教育等経過を見ながら行って行きたいと思います。
20	外国人実習生を始めとする外国人労働者の受入は日々多くなっていると思いますが、就労するまでの手続き(書類）が多すぎること、各管轄での書類の流れが遅すぎるように感じます。 適用に応じた簡素化が必要ではないか？
21	外国人労働者を対象とした、特別教育や安全衛生教育を行っている講習機関はいまだ多くはありません。まして、行っていたとしても日本語での講習となり、来日したばかりで日本語に不慣れな労働者としては受講するわけにはいきません。 早めに取得するべき教育も多くあり、現状としてはその対応に難儀しています。 また、関東や関西の都市部では、講習機関もありますが、地方では少ないことも問題です。元請企業様で、講習・教育を日本人労働者同様に、実施して頂けると大変有り難いです。 外国人労働者の、勉強、労働意欲を高め、安全作業に配慮するためにも、教育機会が少ないことが今日の課題です。
22	外国人労働者に対する、国、国交省、厚労省、また、ゼネコンが一つになって取り組まないと我々専門工事業者だけでは解決できない事実が多く残っていますので、専門工事業者との話し合いを事前に協議して生の声を事業所、外国人から聴き届けてください。
23	現状ですと、弊社業種解体工事業の外国人研修制度はございません。足場工事、重機オペレーターの研修制度は存在しますが、実際の現場では2～3年で施工技術、安全衛生に関する知識を習得することはとても困難です。 重機オペレーターの研修生は車両系建設機械運転の資格を有していませんので、まず現場作業はできません。 安全衛生教育は日本語を理解し文章の解読能力が最重要と思います。大手企業ですと通訳を雇用できるかもしれませんが、小規模事業者ではその外国人グループ内の日本語が得意な研修生、又は在留資格者が現場に同行し安全衛生教育を行っています。 現場で口頭にて伝達する指示、掲示する指示を理解できる外国人労働者を育成する必要があると思います。
24	当社では外国人労働者を受け入れていないのでわかりませんが、現場内にwi-fiの環境が整備されれば最近の翻訳機はオフラインでなければかなり精度が良いので、 現場に常備すれば（個/訳12000円～）コミュニケーション及び安全教育は成り立つのではないでしょうか。
25	内装関係の安全作業手順書等、資料があればいただきたいと思います。
26	日本語教育にかかる費用の援助等してほしい、研修期間だけでは不十分です。 国にもよりますが、その国の送り出し機関に業者として教育費用等負担していますがN4位の言語力を付けてから日本に来るように行政機関に指導をお願いしたいです。 安全衛生教育をするのも大変です。元請によっては色々な安全に対する説明を母国語で説明してくれる動画等を支給してくれる所もあります。通訳を専用に雇ったらかなりの事業主負担となります。
27	現場入場書類の簡素化してほしい、全てそろわなければ入場禁止の現場あり、在留カード・契約書・保険等少なくしてほしい、登録制にし同じ元請であればどこの現場へも入場しやすくしている元請もあり 安全教育は、社内にて教育はしているが、日本語がまだ理解できないため、簡単な安全標識・危ない・立ち入り禁止等最低限度の安全教育になっています 現場での新規入場教育等も安全教育に役立っている（いろんな現場へ行くため）先輩実習生・就労生に通訳してもらいやっているが、まだまだ本人の勉強する姿勢が、薄いお金をもらい国へ仕送りする目的も少しあるのではないか？ これから少しづつ安全教育のやり方等考えていきたい、外部講師・外部講習機関の受講は、時間とお金の問題で難しい
28	ベトナム語の教育ビデオ

建設業労働災害防止協会 資料

29	本件について外国人労働者とは何を指すのですか？外国人技能実習生の事なのかスタートで困りました。本回答は外国人技能実習生として回答しています。（高度人材やいろいろな方がいますが） まず元請けと下請け、総合建設業と専門工事業者によって設問が違うべきだと思います。さらに受け入れ機関によっても、それぞれ仕組みが違う事をご理解されて設問を作っていただきたい。 建設業に限らず、外国人技能実習生に限らず、全ての労働者に対して安全衛生教育をするのは、当たり前の事です。 その中で外国人技能実習生の方に何を我々が伝える事が必要なのかは ①日本語のレベルアップの為の日本語教育 ②技能をより早く習得する為の教育 ③安全に日々の仕事を行っていく為の安全衛生教育 この三つの事を三位一体で取り組む事が必要と考えます。 さらに外国人技能実習生に対しては異国での生活習慣の違い等によるストレスが出ますので、心のケアを含め健康も合せて取組む必要があると思います。
30	これから外国人が増加するにあたって日本国の理解を早める事が必要になってくると思われます。●●では、少なくて出来ないのが残念です。 外国人用コミュニティセンター等を多く作って頂きたい。
31	安全衛生教育は、ある程度監理団体で行っています。ただどの程度の頻度で行っているかは、完全に把握していないのが現状です。自社で教育を行えば良いのですが、通訳の問題等が発生している所です。
32	弊社は技術実習生の職種を建設機械施工で取得しているので、車両系建設機械等の技術講習の資格取得が必須となってくる。 しかし、技術講習を実施していただける教習機関が少なく、JITCOのホームページに紹介されている教習機関リストでも、日本語が理解できる者でなければならないというのがほとんどである。 ベトナム語での講習可能及び少人数での対応可能と記載されていても、実際に電話してみると、通訳をつけてくれなければ実施しないとか、ある程度まとまった人数が集まらないと実施しないと断られる。 結果的に社内外国人社員も通訳につけて、遠方の教習機関に旅費と宿泊費をかけてお願いしているのが現状である。 これだけ外国人労働者が入ってきているのだから、教育実施機関のリストも増えてもよさそうなものだが、5年前からJITCOのホームページの教習機関も一向に増えることはない。 今後外国人労働者がますます増加することが予想される中で、外国人対応可能な教育機関及び技能講習実施講師の養成も建設業界で行っていかなければならないのではないかと思う。
33	現場での躯体業者（大工・鉄筋・土工・鳶）で働く外国人労働者と、設備・内装業者で働く外国人労働者では、作業内容が違うため、単に物を運ぶだけの作業（労働力）と技術を学んで使う作業に分かれているので安全意識の差に開きがある。
34	個々によって理解度が違います。あせらず、理解できない子はゆっくりと理解させ、それから作業させる様にしています。 作業所では、理解している子、理解していない子、また、作業がとても良くできる子、出来ない子関係なく受け入れをさせてくれない作業所があります。 2人で作業できる作業に、1年目の子は3人で連れていき、軽作業及びどんな作業か内容を目で見て覚えさせると、作業に必要な言葉を自然に覚えていく様になり、安全な作業ができると思います。
35	外国人実習生の母国と日本との働く環境に大きな違いがあると感じています。 日本では全ての作業を安全に進める為に作業手順がありますが、外国人実習生の母国では聞いたことも見たことも無いような状況で容易なようで雇用時での教育では大変苦労をしております。 母国での送り出し機関等の教育時に作業手順など、もう一歩細かい部分まで教育していただけたらと思います。
36	・特別教育及び技能教育に関して、母国語で受講できる仕組みが今後出来れば良いと考えます。 ・技能実習生から特定技能への転換が進むにつれ、外国人にも積極的に資格を習得させ、現場でより一層活躍して頂きたいと思います。
37	本来入国前の教育で職種別の語学教育及専門技能の最低基本の習熟課程のようなものを同時に行うような機関が必要、この時点で安全教育等も同じように行えたら良いと考える。 送り出し側のトップの方々とこの事で話し合いをした時には大変前向きな意見が出て、現在その方向で調整中です。
38	安全衛生教育実施の必要性は感じているが、現実的に人手不足・時間の余裕のなさにより実施できていない状況である。そのため、通訳がいる監理団体等で定期的に各業者の実習生等を集めて講習等を開催いただけるとありがたい。
39	1）送り出し機関での安全基本計画の実施 2）母国語での安全教育DVDの普及
40	外国人の数が増えてくると、余裕が出来てくるのか、気がゆるみやすくなり、話を聞いて、内容を理解しなくても平気なところがあり、なかなかルールが浸透せず注意することが増えています。 そのことから、安全面でも意識が低い傾向があると思われます。環境の中に、外国人向けの表示をすることが必要かと思います。
41	建設業においては、大手ゼネコン各社の受け入れる姿勢や体制が大きく異なりそれぞれのローカルルールに対応しなければなりません。提出書類を簡素化し統一できないものかと常々思います。 今後CCUSが展開され多くの作業員を活用していく時期に入れば、外国人労働者にもキャリアアップカードが必須になると思います。その際は提出必要書類のペーパーレス化、カードのみ有れば入場可となる仕組みとなるよう期待します。
42	外国人講師による玉掛けやクレーンの免許講習の機会を増やしてもらえるよう国に働きかけてほしい。

43	文化の違いからなのか、なかなか危険行動・不安全行動（近道・よじ登る等）をしないよう指導しても、うまく伝わっていないことなどがあり、外国人労働者の方に分かりやすく指導できる方法などがあれば知りたいです。
44	日本人と同等の安全衛生教育をしていただけたら、良いかと思います。
45	職種によっては外国人労働者への依存度に差はありますが、今後更に増加すると考えております。国籍も現在のところ、中国・ベトナムが主流ではありますが、これからはそれ以外の国も検討していく必要性に迫られるものと予想しております。 そうなれば安全教育の対応も今より難しくなり、人も時間もお金も掛かってしまいます。働き方改革のみならず、このような問題への改革も必要ではないかと考えます。
46	安全体感教育やVR墜落体験教育は良い経験になると思います。
47	安全衛生教育のテキスト等、教材の母国語での発行を期待したい。
48	外国人労働者の教育について受入企業（1次下請以降の業者）任せだけではなく、国ならびに元請会社においても外国人労働者に対する受け入れ体制（環境、教育）を前向きに整備して頂きたい。
49	各々の母国語に翻訳された資料を、無料ダウンロードできるサイトが増えると助かります。
50	教える事だけではなく、教わることもたくさんあります。
51	現場における安全標識などの外国バージョンを多国籍で作って欲しい。
52	・現場資料の外国語版の充実 ・一次会社で取りまとめしなくても、下請け業者が自ら気軽に取り組められるような体制。
53	日本語能力や言語が様々なので教材作りが難しいかと感じます。
54	言葉の問題に尽きると思います。現場職長は、意思が正しく伝わっているか常に不安を抱えながら、業務の指示・命令を行っています。 危険に対して感覚的に理解して貰える事柄だけのレベルでは、より高度な業務を任せることは難しく、技能の取得には現場責任者のレベルアップが必要不可欠であると考えます。
55	外国人労働者・実習生に対して各種講習や資格取得の機会国によって温度差がある（実際は開催されているかもしれないが当社には連絡等がないため外国人の資格取得が進まない）
56	現状、やはりまだまだ日本語の理解がむずかしい中で、教材の見直しなども必要かと思いました。（日本語の説明の下にそれぞれの国の言葉を入れるなど）
57	・急激に増加した場合、面倒を見る先輩がいない ・コミュニケーションが先決なので時間がかかる
58	各国の言語でも使用している安全資料の整備をお願いします。
59	人手不足の影響で、外国人に現場で教育する係になる者がいない。そういう講師を養成してもらいたい。
60	・外国時労働者教育の専用の講師がいないので養成してほしい。 ・講師の確保等、間接的な経費が大きく負担感が強い。

建設業労働災害防止協会
複写・複製禁止

61	本社（東京）には「ベトナム推進室」という部署があり、受け入れや教育等を行っています。東北支店は本社からの資料で教育してますので、詳細なことは本社でのヒヤリングがよいかと思います。
62	各国の言語に対応した教材の整備と講師の養成が望まれます。
63	・外国人労働者の母国語を理解できるスタッフがいない。 ・外部にもなかなかいない。
64	下請け業者単独ではできないと思います。ある程度費用が掛かっても元請様主導で教育をしてもらいたいです。
65	専門工事業者には限界があるので、元請がある程度バックアップしてほしい。元請主催の外国人向けの安全協議会を開く等。
66	現場乗り込み時、新規教育など多国籍でも理解のできる資料があると思います。
67	送り出し・受け入れ教育の資料、及び現場内掲示物の多国籍言語を用いた表示をお願いしたいと思っております。
68	来日したばかりで、日本語でのコミュニケーションがもう一つである。そのうち伝わりやすくなるので、少し様子をみます。
69	当社では外国人労働者の雇用はしていませんが、下請業者（協力会社）での外国人労働者への特別教育を行っている。 ベトナム人の労働者及び日本人の労働者を含めた教育で、先輩作業者及び翻訳機、テキスト、実技等で法面ロープの特別教育を行ったが、実際の所、外国人労働者が日本語をあまり理解していないのでどのくらい本人が理解しているか不安である。 実作業においては、先輩作業員のOJTで教育も行ってもらっている。
70	当社の外国人は社内での整備に従事しているため特に問題ありません。
71	・4～5年位経験すると日本語能力が向上してきます。それまでは、安全教育に関して日本語で説明しても理解はできていません。 ・仕事は真面目で良いのですが、それ以上の意欲がなかなか見受けられません。 ・特別教育等も通訳が必要になり、教育を受ける事が難しいです。
72	・日本語の勉強をかかさずやらせ、理解度を高める事が大事。
73	1、新規教育時に各国の言語を用意し説明してほしい。 2、安全表示を各国言語を使用してほしい。 3、理解ある受入れ姿勢であってほしい。 宜しくお願いします！ ありがとうございました。
74	何をするにも（指導・教育他）一番の問題は言葉です。言葉の意味が正確に伝わらないと全てがやっただけになってしまい、指導・教育した者のパフォーマンス的な状態になってしまい、本当に判っているのか理解出来ているのかが心配です。 今後教育時に使える自動翻訳機等の開発（多人数に同時に伝えられるもの）が必要だと思います。
75	元請より外国人の受入について理解が得られているので特にありません。具体的な要望もまだ受け入れていないのでありません。
76	外国人労働者は短期間で帰ってしまうので外部の教育ではなく、自社内で受け入れ体制を良くする事が最も重要。一番の問題は語学力だと思います。

建設業労働災害防止協会
福岡県支部

77	全体へ向けての意見 ①現場入場に際し、事前に申請のあった実習生、建設就労者に対して、元請企業の音頭取りで職種を超え、日本人幹部も出席して全体での集合教育をしっかりと行い、各種事故防止に向けた取り組みを進めるような仕組みづくりが必要。 現在は、一部企業でしか行われていない。日本人幹部の意識が低すぎる。好機を気にする以前に安全衛生教育を優先すべき。労災事故は、発生してから分析し原因を調査確認し、反省するならだれでもできる。 日ごろからどれだけ現場担当者が高い意識をもって仕事に取り組んでいるか、そのための安全衛生教育であるとの認識が不足している。無事故無災害は100点、それ以外はすべて0点、事故防止に80点、90点はない。 ②外国人だから、という言葉をよく耳にするが、それは教える立場の日本人側の詭弁、自己保身の言い訳の言葉。 彼らと逆の立場だったら自分はどうして欲しいか？をよく考えて行動すれば今以上の成果が得られるし、それが事故防止にもつながっていくと考えている。
78	ベトナム、フィリピン、インドネシア等、各母国語で、教育を実施してくれる所があると良いと思います。（特別教育、技能講習等）
79	外国人労働者に対する安全衛生教育について、元請事業者主導の安全教育等をして頂けると、外国人労働者の安全意識向上につながると思いますので、これから機会があれば実施して頂けると助かります。また、率先して参加したいと思います。
80	弊社では雇入れ時の教育の他、現場から会社に戻ってきた際に現場で困ったこと、知りたいことを、実習生、日本人作業員に聞いたりしています。 又、実習生を受け入れてから6年経っていますので、先輩実習生、建設就労者が教育係として、現場で教えることが出来てます。 労務状況に応じて、他社から応援を依頼するときがありますが、その中に技能実習生等がいる場合があります。その場合、急な手配となりますので、その作業員がどれだけの日本語能力があるか把握しきれてません。 又、ゼネコンによっては申請書を作成し入場許可を取るのに2週間ほどかかるので、結局、応援作業員を現場に入れることが出来ません。全てのの実習生が同じ安全教育、日本語教育を受けられるようにならないでしょうか。 又、ゼネコンによって受入れ申請が必要な所、在留カードのみで入場可な所と様々です。統一してほしいです。
81	技能講習（作業主任者）を受講させたいが、外国人用の教育機関が少なく、中々、取得が難しい現状です。（テスト等は日本語のため） 今後、外国人労働者が増えるのであれば、外国人用の教習機関を国で増やしてもらいたい。
82	現場の工期の合間をぬって教育を受けている現状、大手ゼネコン様の安全衛生教育だけでなく、もっと多くの元請け様に特別教育の実施をお願いしたい。
83	近年は、現場での表示関係にいくつかの母国語表記も付けて頂いている現場も増えてきておりますが、まだまだ、普及率としては足りないと感じられますので、普及率の改善をして頂けると安全面での外国人労働者への理解度が上がると思います。 また、送り出し教育資料や新規入場者教育資料についても、各現場独自の注意項目等がそれぞれあると思いますので、母国語表記版があるとより理解度が上がり災害の低下にもつながると思います。
84	材料、道具の現地語の冊子はあるが、安全衛生教育の現地語の冊子があれば良いと思う
85	安全衛生教育は「周知し理解を得る」必要があります。以前私職は食品メーカーで安全衛生に携わっておりましたが、とりわけ”派遣労働者”の受け入れにともない、”雇入れ時教育”等について、出身国、母国語別にアンケート用紙、教材等を作成し、周知、理解が得られたかどうかについて、母国語で署名等ももらい保全していました。 万が一の災害時に備えてのことでした。今後建設業界においても、同様の作業が要求されると考えます。
86	・外国人を現場へ送り出すときの本人の確認資料が多すぎる。（提出書類） ・相手方（外国人）を使用して、現場へ従事させる手帳ないしカード等に簡素化してほしい。（但し、入国最初の管理及び本人への教育は厳しくし、ある一定の基準の人に対してである。） ・安全教育においては、公的機関において、統一な指導教育していただける専門機関があれば良い。

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Ⅲ　調査票

１　労研会員企業用……57

２　協力会社用……65

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

労研会員企業用　　この調査票は、労研会員企業を対象としたものです。

建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査

平成31年4月、改正入管難民法が施行されたことを受け、建設業では、外国人労働者の大幅な増加が見込まれます。厚生労働省の調査*によれば、平成30年度の外国人労働者の休業4日以上の死傷者数は2847件、技能実習生では784件に上り、過去最高を更新していることを踏まえると、労災防止の観点から適正な外国人労働者の安全衛生教育を実施することが必要であることから、建災防では、建設労務安全研究会の協力を得てその実態を把握するために調査を行うこととしました。

本調査は無記名調査であり、ご記入いただいた内容については統計的に処理され、研究目的にのみに利用されます。個人の回答内容等について公表することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

*平成30年　労働災害発生状況

※ここでいう「外国人労働者」とは、在留資格「技能実習」（技能実習生）及び「特定活動」（建設就労者）等の技能労働者をいい、在留資格「技能」（例：CADオペレーター）等の技術職は除きます。

※以下の質問は、令和元年8月1日現在において、ご回答ください。

Ⅰ　企業に関することについてお伺いします。

Q１　貴企業の常用労働者は何人ですか。　　人

Q２　貴企業では、外国人労働者を受入れていますか。（現場での受入を含みます）（該当するものに１つ○）

はい	1
いいえ	2

1と回答した方は、Q３へ
2と回答した方は、Q１４へ

Ⅱ　外国人労働者の現状について伺います。

＜外国人労働者の状況＞

Q３　外国人労働者の状況について、３年前と比べてどのような傾向が見られますか。

（該当するものに１つ○）

増加傾向	1
横ばい	2
減少傾向	3

Q４　外国人労働者の勤務態度はどうですか。（該当するものすべてに○）

真面目で熱心	1
積極的に学ぶ意欲がある	2
コミュニケーション能力が高い	3
不真面目で怠慢	4
スキル習得に消極的	5
コミュニケーション能力が低い	6
その他〔　　〕	7

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Q５ 外国人労働者は、現場の即戦力として期待できますか。（該当するものに１つ○）

できる	1
できない	2

＜外国人労働者の労働災害＞

Q６ 直近１年において、外国人労働者の労働災害はありましたか。（該当するものに１つ○）

あった	1
なかった	2

１と回答した方は、Q７へ
２と回答した方は、Q１１へ

Q７ その労働災害について、該当する件数を記入してください。

休業４日未満傷病災害	件
休業４日以上傷病災害	件
死亡災害	件

Q８ その労働災害の事故の型について、該当する件数を記入してください。

墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊
件	件	件	件	件
激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ
件	件	件	件	件
高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂
件	件	件	件	件
火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
件	件	件	件	件
分類不能				
件				

Q９ その労災事故には、外国人特有の問題がありましたか。（該当するものに１つ○）

あった	1
なかった	2

１と回答した方は、Q１０へ
２と回答した方は、Q１１へ

Q１０ 外国人特有の問題として考えられることは何ですか？（該当するものすべてに○）

現場のルールが理解されていなかった	1
安全の意識が不十分だった	2
日本語能力が不足していた	3
文化の違いによるもの	4
その他〔　　〕	5

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

＜在留資格「特定技能」＞

Ｑ１１ 現在、受け入れている労働者は、在留資格「特定技能」を取得する予定がありますか。

（該当するもの１つに○）

ある	1
ない	2
わからない	3

＜外国人労働者の雇用に関する課題＞

Ｑ１２ 外国人労働者を雇用するにあたっての課題は何ですか。（該当するものすべてに○）

日本語能力の充実	1
受け入れ体制の整備	2
共生できる環境	3
制度・法整備	4
安全・衛生	5
技能・技術力の向上	6
賃金	7
日本人労働者の雇用機会の喪失	8
労働時間	9
その他〔　　〕	10

Ｑ１３ 外国人労働者の現場入場にあたり、協力会社に対し元請事業者として理解・協力を表明していますか。

（該当するもの１つに○）

ある	1
ない	2
わからない	3

Ⅲ 建設現場における外国人労働者の安全衛生教育についてお伺いします。

＜現場での安全衛生教育＞

Ｑ１４ 貴社は元請事業者として、協力会社に対する外国人労働者の安全衛生教育に関する指導を行っていますか。（該当するものに１つ○）

行っている	1	１と回答した方は、Ｑ１５へ
行っていない	2	２と回答した方は、Ｑ１６へ

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

Ｑ１５ その現場では、どのような外国人労働者に対する安全衛生教育を行っていますか。

（該当するものすべてに○）

元請による教育研修資料の提供・配布	1
元請による研修会等の開催	2
その他〔　　〕	3

Ｑ１６ 今後、現場で外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定はありますか。

（該当するもの１つに○）

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

Ｑ１４で［1　行っている］と回答した方は、Ⅳ～Ⅴ　にご回答ください。

Ｑ１４で［2　行っていない］と回答した方は、Ⅴ　にご回答ください。

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Ⅳ　貴社の現場で就労する外国人労働者に対する安全衛生教育について、独自に行っている工夫がありましたら、ご記入ください。

＜ケース１＞

教育の内容	次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教育に関する指導の方法	
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

＜ケース２＞

教育の内容	次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教育に関する指導の方法	
教材	
講師・通訳	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

教え方	
理解度の確認	
その他	

＜ケース３＞

教育の内容	次のうち教育の内容のうち、該当するものに〇をつけてください。 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教育に関する指導の方法	
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

外国人労働者の安全衛生教育に関するヒアリング調査にご協力いただける場合、連絡先をご記入ください。

貴社名		ご担当者	
TEL		e-mail	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Ⅴ　建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育について、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

協力会社用　　この調査票は、労研会員企業の協力会社を対象としたものです。

建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育に関する実態調査

平成31年4月、改正入管難民法が施行されたことを受け、建設業では、外国人労働者の大幅な増加が見込まれます。厚生労働省の調査*によれば、平成30年度の外国人労働者の休業4日以上の死傷者数は2847件、技能実習生では784件に上り、過去最高を更新していることを踏まえると、労災防止の観点から適正な外国人労働者の安全衛生教育を実施することが必要であることから、建災防では、建設労務安全研究会の協力を得てその実態を把握するために調査を行うこととしました。

本調査は無記名調査であり、ご記入いただいた内容については統計的に処理され、研究目的にのみに利用されます。個人の回答内容等について公表することはありませんので、事実をありのままに記入してください。

*平成30年　労働災害発生状況

※ここでいう「外国人労働者」とは、在留資格「技能実習」（技能実習生）及び「特定活動」（建設就労者）等の技能労働者をいい、在留資格「技能」（例：CADオペレーター）等の技術職は除きます。

※以下の質問は、令和元年8月1日現在において、ご回答ください。

Ⅵ　企業に関することについてお伺いします。

Q１　貴企業の常用労働者は何人ですか。　　人

Q２　貴企業は、総合建設業ですか。（該当するものに１つ○）

はい	1
いいえ	2

１と回答した方は、Q４へ
２と回答した方は、Q３へ

Q３　貴企業は、次のいずれの業種に当てはまりますか。主たる業種を１つお答えください。

（該当するものに１つ○）

土木工事業	建築工事業	大工工事業	左官工事業	とび・土木工事業
1	2	3	4	5
石工事業	屋根工事業	電気工事業	管工事業	タイル・れんが・ブロック工事業
6	7	8	9	10
鋼構造物工事業	鉄筋工事業	ほ装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
11	12	13	14	15
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業	内装仕上工事業	機械器具設置工事業
16	17	18	19	20
熱絶縁工事業	電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業	建具工事業
21	22	23	24	25
水道施設工事業	消防施設工事業	清掃施設工事業	解体工事業	その他
26	27	28	29	30

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

Q４ 貴企業では、外国人労働者を受け入れていますか。（該当するものに１つ○）

はい	1
検討中	2
いいえ	3

１と回答した方は、Q５へ
２と回答した方は、Q２１へ
３と回答した方は、Q４９へ

＜社会保険の加入＞

Q５ 社会保険（厚生年金保険及び健康保険）に加入していますか。（該当するものに１つ○）

はい	1
いいえ	2

＜賃金形態＞

Q６ 外国人労働者の賃金はどのような形態で支払われますか。（該当するものすべてに○）

定額制	時間給	1
	日給	2
	月給	3
	年俸制	4
定額制＋出来高制		5
出来高制		6
その他〔　　〕		7

・ 「時間給」とは、１時間あたりの賃金が定められているものをいいます。
・ 「日給」とは、１日あたりの賃金が定められているものをいいます。
・ 「月給」とは、欠勤や遅刻等による賃金の減額の有無にかかわらず、１月あたりの賃金が定められているものをいいます。
・ 「年俸制」とは、適用者の能力や業績に対する評価に応じて、賃金を１年単位で決定するものをいいます。
・ 「定額制＋出来高制」とは、基本給が「定額制」の部分と「出来高制」の部分の複合によって成り立っているものをいいます。なお、定額制の部分が 50%以上を占める場合は「定額制」とし、時間給、日給、月給、年俸制のいずれかの賃金形態に当てはめてください。

Q４で［１　はい］と回答した方は、ⅡとⅢにもご回答ください。

Ⅶ 貴企業における外国人労働者の現状について伺います。

＜外国人労働者の状況＞

Q７ 外国人労働者の状況について、３年前と比べてどのような傾向が見られますか。

（該当するものに１つ○）

増加傾向	1
横ばい	2
減少傾向	3

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

Ｑ８ 外国人労働者の在留資格について、該当する人数を記入してください。

技能実習	人
特定活動	人
その他〔　　〕	人

Ｑ９ 外国人労働者の国籍について、該当する人数を記入してください。

ベトナム	人
ネパール	人
インドネシア	人
中国	人
フィリピン	人
その他〔　　〕	人

Ｑ１０ 外国人労働者の年齢層について、該当する人数を記入してください。

10～20 歳代	人
30 歳代	人
40 歳代	人
50 歳代	人
60 歳代	人

Ｑ１１ 外国人労働者の日本語能力について、該当する人数を記入してください。

N1 相当	人
N2 相当	人
N3 相当	人
N4 相当	人
N5 相当	人

外国人の日本語能力は、次の 5 段階で判別してください。

- 「N1」とは、幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
- 「N2」とは、日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる
- 「N3」とは、日常的場面でつかわれる日本語をある程度、理解することができる
- 「N4」とは、基本的な日本語を理解することができる
- 「N5」とは、基本的な日本語をある程度、理解することができる

Ｑ１２ 外国人労働者の勤務態度はどうですか。（該当するものすべてに○）

真面目で熱心	1
積極的に学ぶ意欲がある	2
コミュニケーション能力が高い	3
不真面目で怠慢	4
スキル習得に消極的	5
コミュニケーション能力が低い	6
その他〔　　〕	7

建設業労働災害防止協会
複製・転載禁止

Ｑ１３ 外国人労働者は、どのような意識で働いている方が多いですか。（該当するものすべてに○）

技術を習得したい	1
海外で活躍したい	2
母国へ仕送りしたい	3
たくさん稼ぎたい	4
日本へ定住したい	5
その他〔　　〕	6

Ｑ１４ 外国人労働者は、現場の即戦力として期待できますか。（該当するものに１つ○）

できる	1
できない	2

＜外国人労働者の労働災害＞

Ｑ１５ 直近１年間において、外国人労働者の労働災害はありましたか。（該当するものに１つ○）

あった	1
なかった	2

１と回答した方は、Ｑ１６へ
２と回答した方は、Ｑ２０へ

Ｑ１６ その労働災害について、該当する件数を記入してください。

休業４日未満傷病災害	件
休業４日以上傷病災害	件
死亡災害	件

Ｑ１７ その労働災害の事故の型について、該当する件数を記入してください。

墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊
件	件	件	件	件
激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	踏み抜き	おぼれ
件	件	件	件	件
高温・低温物との接触	有害物等との接触	感電	爆発	破裂
件	件	件	件	件
火災	交通事故（道路）	交通事故（その他）	動作の反動・無理な動作	その他
件	件	件	件	件

分類不能
件

Ｑ１８ その労働災害には、外国人特有の問題がありましたか。（該当するものに１つ○）

あった	1
なかった	2

１と回答した方は、Ｑ１９へ
２と回答した方は、Ｑ２０へ

建設業労働災害防止協会 無断複写・転載禁止

Ｑ１９ 外国人特有の問題として考えられることは何ですか？（該当するものすべてに○）

現場のルールが理解されていなかった	1
安全の意識が不十分だった	2
日本語能力が不足していた	3
文化の違いによるもの	4
その他〔　　〕	5

＜在留資格「特定技能」＞

Ｑ２０ 現在、受け入れている労働者は、在留資格「特定技能」を取得する予定がありますか。

（該当するもの１つに○）

ある	1
ない	2
わからない	3

＜外国人労働者の雇用に関する課題＞

Ｑ２１ 外国人労働者を雇用するにあたっての課題は何ですか。（該当するものすべてに○）

日本語能力の充実	1
受け入れ体制の整備	2
共生できる環境	3
制度・法整備	4
安全・衛生	5
技能・技術力の向上	6
賃金	7
日本人労働者の雇用機会の喪失	8
労働時間	9
その他〔　　〕	10

Ｑ２２ 外国人労働者の現場入場にあたり、元請事業者からの理解・協力は得られていますか。

（該当するもの１つに○）

ある	1
ない	2
わからない	3

Ⅷ　貴企業における外国人労働者の安全衛生教育の取組み状況について伺います。

＜外国人労働者の安全衛生教育＞

Ｑ２３ 外国人労働者に対する安全衛生教育の取組みを行っていますか。（該当するものに１つ○）

取り組んでいる	1
取り組んでいない	2

１と回答した方は、Ｑ２４～Ｑ２５へ
２と回答した方は、Ｑ４６～Ｑ４８へ

建設業労働災害防止協会　複製・転載禁止

Ｑ２４ 外国人労働者を支援する専門スタッフを配置していますか。（該当するものに１つ○）

いる	1
専門スタッフはいない	2

Ｑ２５ 外国人労働者に対する安全衛生教育として行っていることは何ですか。（該当するものすべてに○）

法定教育の実施（特別教育）	1
法定教育の実施（技能講習）	2
法定教育の実施（職長教育）	3
法定教育の実施（雇入れ時又は作業変更時の安全衛生教育）	4
法定教育以外の一般の安全衛生教育	5
その他〔　　〕	6

１と回答した方は、Ｑ２６～Ｑ３１へ
２と回答した方は、Ｑ３２へ
３と回答した方は、Ｑ３３～Ｑ３５へ
４と回答した方は、Ｑ３６～Ｑ３８へ
５と回答した方は、Ｑ３９～Ｑ４２へ
６と回答した方は、Ｑ４３へ

上記の該当する項目すべての回答が終わったら、
Ｑ４４～Ｑ４５へ

＜特別教育＞

Ｑ２６ 貴社の外国人労働者に対して、特別教育を受講させていますか。（該当するものに１つ○）

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

Ｑ２７ 受講させた特別教育は、どのような種類のものですか。（該当するものすべてに○）

フルハーネス	1
足場	2
玉掛	3
アーク溶接	4
その他〔　　〕	5

Ｑ２８ 受講させた特別教育は、どのような教材を使って行われましたか。（該当するものすべてに○）

日本語教材	1
日本語教材の全訳版	2
日本語教材の一部訳版	3
動画	4
ppt（パワーポイント）	5
ポイント解説集	6
用語集	7
その他〔　　〕	8

建設労働災害防止協会 複写転載禁止

Ｑ２９ 受講させた特別教育に通訳はいましたか。いた場合、その通訳はどのように関与しましたか。

（該当するものに１つ○）

いた	講義全てにわたって通訳	1
	講義中のポイントとなる部分だけ通訳	2
	その他〔　　　　　　　　　　　　　　　〕	3
いない		4

Ｑ３０ 通訳を必要とする場合、どのように手配しましたか。（該当するものに１つ○）

監理団体または組合	1
派遣会社	2
自社の先輩技能実習生	3
その他〔　　　　　　　　　　　　　　　〕	4

Ｑ３１ 受講させた特別教育の理解度を高めるために、追加的な教育を行っていますか。

（該当するものに１つ○）

行った	自社の外国人労働者支援を担当する者などによって理解度を確認	1
	理解度テストを行っている	2
	その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕	3
行っていない		4

＜技能講習＞

Ｑ３２ 貴社の外国人労働者に対して、受講させた技能講習は何ですか。（該当するものに１つ○）

車両系建設機械等の運転技能講習	1
玉掛け技能講習	2
ガス溶接技能講習	3
各種作業主任者技能講習	4

・　「車両系建設機械等」には、不整地運搬車、高所作業車、フォークリフト、ショベルローダー、床上操作式クレーン、小型移動式クレーンを含みます。

＜職長教育＞

Ｑ３３ 貴社の外国人労働者に対して、職長教育を受講させていますか。（該当するものに１つ○）

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

Ｑ３４ 自社で職長教育を行っている場合、誰が講師となって、どのような教材を使っていますか。

（該当するものすべてに○）

講師	自社の社員	1
	外部講師	2
教材	市販のテキスト（日本語のみ）	3
	自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）	4
	市販の動画、ppt	5
	自社で作成した動画、ppt	6
	市販の補助教材（ポイント集など）	7
	自社で作成した補助教材（ポイント集など）	8
	その他〔　　〕	9

Ｑ３５ 職長教育を受講させている場合、理解度を確認していますか。（該当するものに１つ○）

行っている	1
行っていない	2

＜雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育＞

Ｑ３６ 貴社の外国人労働者に対して、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育を受講させていますか。（該当するものに１つ○）

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

Ｑ３７ 自社で雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育を行っている場合、誰が講師となって、どのような教材を使っていますか。（該当するものすべてに○）

講師	自社の社員（日本人）	1
	自社の社員（外国人）	2
	外部講師	3
教材	市販のテキスト（日本語のみ）	4
	自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）	5
	市販の動画、ppt	6
	自社で作成した動画、ppt	7
	市販の補助教材（ポイント集など）	8
	自社で作成した補助教材（ポイント集など）	9
	その他〔　　〕	10

Ｑ３８ 自社で雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育を受講させている場合、理解度を確認していますか。（該当するものに１つ○）

行っている	1
行っていない	2

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

＜法定教育以外の一般の安全衛生教育＞

Ｑ３９ 貴社の外国人労働者に対して、一般の安全衛生教育を受講させていますか。

（該当するものに１つ○）

自社で行っている	1
外部講習機関を受講	2

Ｑ４０ 自社で一般の安全衛生教育を行っている場合、誰が講師となって、どのような教材を使っていますか。（該当するものすべてに○）

講師	自社の社員（日本人）	1
	自社の社員（外国人）	2
	外部講師	3
教材	市販のテキスト（日本語のみ）	4
	自社で作成したテキスト（日本語と母国語訳）	5
	市販の動画、ppt	6
	自社で作成した動画、ppt	7
	市販の補助教材（ポイント集など）	8
	自社で作成した補助教材（ポイント集など）	9
	その他〔　　〕	10

Ｑ４１ 一般の安全衛生教育として、具体的にどのようなことを行っていますか。

（該当するものすべてに○）

作業手順をわかりやすく教える	1
安全ルールをわかりやすく教える	2
災害事例をわかりやすく教える	3
指示・合図をわかりやすく教える	4
標識・掲示をわかりやすく教える	5
免許・資格の取得を支援する	6
指導員を配置してＯＪＴを行う	7
絵・母国語を使ってわかりやすく教える	8
専門用語を教える	9
日本の文化・習慣を教える	10
日本語能力の向上	11
日本人が外国人労働者の母国語や文化を理解する	12
生活全般を含めた支援体制の整備	13
その他〔　　〕	14

Ｑ４２ 自社で一般の安全衛生教育を受講させている場合、理解度を確認していますか。

（該当するものに１つ○）

行っている	1
行っていない	2

労働災害防止協会 無断転載禁止

＜その他の安全衛生教育＞

Ｑ４３ その他、安全衛生教育と関連することとして行っている教育があったら、ご記入ください。

Ｑ２３で［1　取り組んでいる］と回答した方は、Ｑ４４～Ｑ４５にご回答ください。

＜会社として安全衛生教育を行う際の仕組みと課題＞

Ｑ４４ 外国人労働者に対する安全衛生教育を進めるにあたり、会社として行っていることは何ですか。

(該当するものすべてに○)

安衛委員会等での調査審議	1
問題点を解決するための計画の策定と実施	2
実務を行う担当者の選任	3
労働者への教育研修・情報提供	4
管理監督者への教育研修・情報提供	5
安全大会等へ参加しての情報収集	6
職場環境等の評価および改善	7
事業所内での相談体制の整備	8
外部機関を活用した安全衛生教育の実施	9
厚生労働省 HP を活用した情報収集	10
その他〔　　〕	11

Ｑ４５ 外国人労働者に対する安全衛生教育を進めるにあたって、現在、抱えている課題はありますか。

(該当するものすべてに○)

言葉が十分に通じない	1
具体的にどのような安全衛生教育を行えばよいか、わからない	2
安全のルール等を遵守させることが難しい	3
適切な指導・教育の方法がわからない	4
災害発生時や緊急時への対応の方法がわからない	5
教育に適した教材がない	6
教育する者（講師、通訳）が見つからない	7
教育機関が見つからない	8
安全衛生教育に費やす時間的余裕がない	9
関係各所との連携不足	10
事業所内における担当者間の連携不足	11
元請の配慮が足りない	12
その他〔　　〕	13
課題はない	14

回答が終わったら、Ｑ４８へ

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止

Ｑ２３で［2　取り組んでいない］と回答した方は、Ｑ４６～Ｑ４７にご回答ください。

＜外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由等＞

Ｑ４６ 外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組んでいない理由は、何ですか。

（該当するものすべてに○）

取り組み方がわからない	1
経費がかかりすぎる	2
必要性を感じない	3
専門スタッフがいない	4
該当する労働者がいない	5
教育する者（講師又は通訳）がいない	6
教育機関がない	7
安全衛生教育に費やす時間的余裕がない	8
その他〔　　〕	9

Ｑ４７ 今後、外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定はありますか。（該当するものに１つ○）

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

回答が終わったら、Ｑ４８へ

＜元請からの助言・指導＞

Ｑ４８ 元請から外国人労働者に対する安全衛生教育について指導・助言を受けたことはありますか。

（該当するものに１つ○）

ある	1
ない	2

Ⅸ 建設現場における外国人労働者の安全衛生教育についてお伺いします。

＜現場での安全衛生教育＞

Ｑ４９ 貴社が関わる現場では、元請事業者主導の下、外国人労働者に対する安全衛生教育を行っていますか。（該当するものに１つ○）

行っている	1
行っていない	2

１と回答した方は、Ｑ５０へ
２と回答した方は、Ｑ５１へ

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Ｑ５０ その現場では、どのような外国人労働者に対する安全衛生教育を行っていますか。

（該当するものすべてに○）

元請による教育研修資料の提供・配布	1
元請による研修会等の開催	2
その他〔　　〕	3

Ｑ５１ 今後、現場で外国人労働者に対する安全衛生教育に取り組む予定はありますか。

（該当するものに１つ○）

予定がある	1
検討中	2
予定はない	3

Ｑ２３で［1　取り組んでいる］と回答した方は、Ⅴ～Ⅵ　にご回答ください。

Ｑ２３で［2　取り組んでいない］と回答した方は、Ⅵ　にご回答ください。

Ⅹ　貴社で行う外国人労働者に対する安全衛生教育について、独自に行っている工夫がありましたら、ご記入ください。

＜ケース１＞

教育の内容	次のうち教育の内容のうち、該当するものに○をつけてください。 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

建設業労働災害防止協会 複写・転載禁止

＜ケース２＞

教育の内容	次のうち教育の内容のうち、該当するものに〇をつけてください。 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

＜ケース３＞

教育の内容	次のうち教育の内容のうち、該当するものに〇をつけてください。 法定教育（特別教育、職長教育、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育） 法定外教育（一般の安全衛生教育、その他）
教材	
講師・通訳	
教え方	
理解度の確認	
その他	

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

外国人労働者の安全衛生教育に関するヒアリング調査にご協力いただける場合、連絡先をご記入ください。

貴社名		ご担当者	
TEL		e-mail	

XI 建設業における外国人労働者に対する安全衛生教育について、ご意見・ご要望がありましたら、ご記入ください。

建設業労働災害防止協会
複写・転載禁止

Ⅳ　令和元年度建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会委員名簿

本調査の企画及び分析は、令和元年度建設業における外国人労働者の教育及び安全衛生標識等就労環境のあり方に関する検討委員会において行った。

【委員】

○	蟹澤　宏剛	芝浦工業大学　建築学部　建築学科　教授
	梅木　佳則	安西法律事務所　弁護士
	高木　元也	独立行政法人労働者健康安全機構　労働安全衛生総合研究所 安全研究領域長　兼　建設安全研究グループ部長
	鳴重　裕	東亜建設工業株式会社　安全環境部長
	野仲　啓明	株式会社 nonaka　代表取締役会長
	中野　豊	一般社団法人日本標識工業会　会長
	田中　正晴	建設業労働災害防止協会　専務理事
	＜オブザーバー＞	
	佐々木　邦臣	厚生労働省　労働基準局　安全衛生部　安全課　建設安全対策室長
	吉岡　健一	厚生労働省　労働基準局　安全衛生部　安全課　中央産業安全専門官
	丹羽　桃子	国土交通省　土地・建設産業局　建設市場整備課　労働資材対策室 課長補佐
	北内　正彦	一般社団法人日本建設業連合会　常務執行役
	土屋　良直	一般社団法人全国建設業協会　常任参与　労働部担当
	宮澤　政裕	建設労務安全研究会　事務局長
	酒井　康之	公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）　実習支援部　副部長
	鈴木　伸宏	外国人技能実習機構（OTIT）　監理団体部　部長
	竹内　勉	一般社団法人建設技能人材機構（JAC）　事業部　プロジェクト・リーダー
	＜事務局＞	
	本山　謙治	建設業労働災害防止協会　技術管理部長
	田村　和佳子	建設業労働災害防止協会　技術管理部　建設業メンタルヘルス対策室長
	松本　淳	建設業労働災害防止協会　技術管理部　計画課係長
	高野　星雅	建設業労働災害防止協会　技術管理部　計画課員
	森脇　誠	建設業労働災害防止協会　事業部長（協力）
	本多　雅之	建設業労働災害防止協会　教育部長（協力）
	福田　敏	建設業労働災害防止協会　技術管理部　委託事業本部長（協力）

※　○印は委員長

【委託先】　　建設労務安全研究会

※所属及び役職名は、令和元年７月１日時点のものである。

建設業労働災害防止協会　複写・転載禁止